

【参考資料】

1 水とみどりを取り巻く社会情勢（国の動向）

(1) SDGs(Sustainable Development Goals)

SDGs(持続可能な開発目標)は、2015(平成27)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のためのアジェンダ」の中核を成す、2030(令和12)年を年限とする開発目標であり、先進国を含む国際社会目標です。SDGsは持続可能な世界を実現するための17の目標(ゴール)と169のターゲットで構成され、「誰一人として取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する総合的な取り組みが示されています。そのうち、「目標11 住み続けられるまちづくりを」「目標13 気候変動に具体的な対策を」「目標14 海の豊かさを守ろう」「目標15 陸の豊かさも守ろう」「目標17 パートナリーシップで目標を達成しよう」などが、水とみどりに特に関連する目標となっています。



① 貧困をなくそう
あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



② 飢餓をゼロに
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する



③ すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



④ 質の高い教育をみんなに
全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



⑤ ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う



⑥ 安全な水とトイレを世界中に
全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



⑦ エネルギーをみんなに そしてクリーンに
全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



⑧ 働きがいも経済成長も
包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



⑨ 産業と技術革新の基盤をつくろう
強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



⑩ 人や国の不平等をなくそう
各国内及び各国間の不平等を是正する



⑪ 住み続けられるまちづくりを
包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市および人間居住を実現する



⑫ つくる責任つかう責任
持続可能な生産消費形態を確保する



⑬ 気候変動に具体的な対策を
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



⑭ 海の豊かさを守ろう
持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



⑮ 陸の豊かさも守ろう
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



⑯ 平和と公正をすべての人に
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を推進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



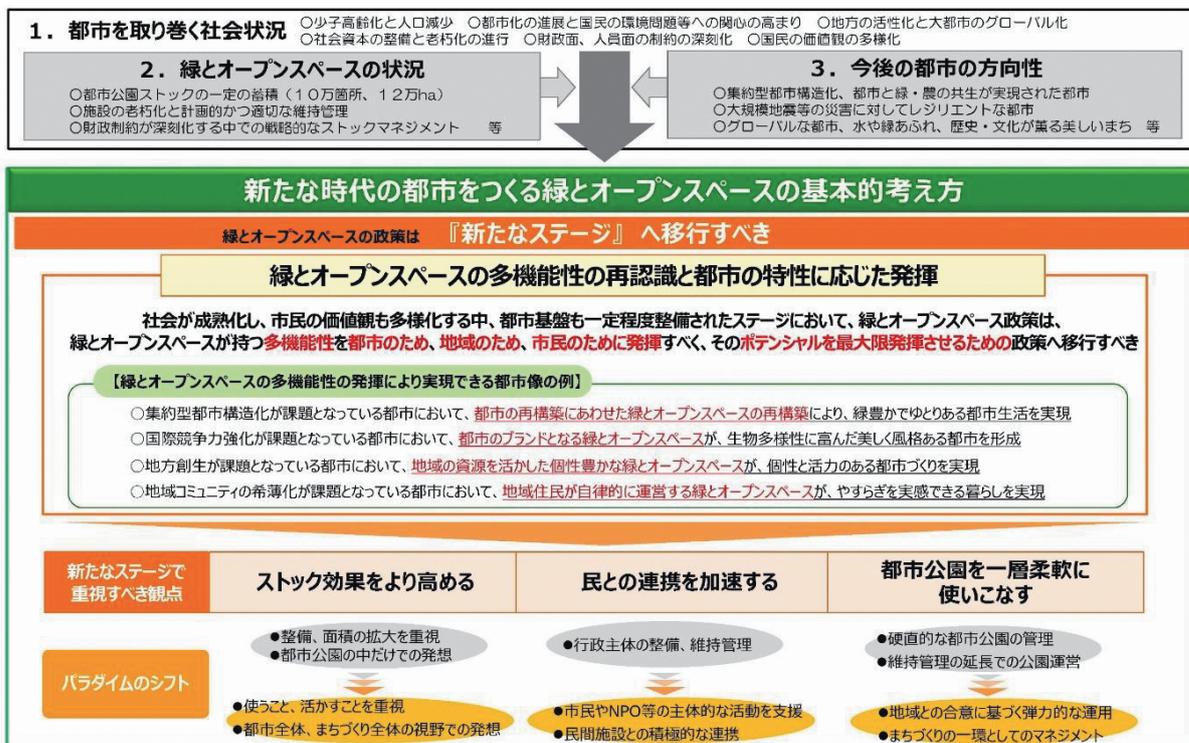
⑰ パートナリーシップで目標を達成しよう
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



(参考：「品川区長期基本計画」2020（令和2）年）

(2) 新たなステージに向けたみどり政策の展開 (2016(平成28)年5月)

2016(平成28)年5月、国土交通省は「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について」において、『緑とオープンスペースの多機能性の再認識を認識し、そのポテンシャルを都市の特性に応じて最大限発揮させる』ため、新たなステージで重視すべき視点として、「ストック効果※をより高める」、「民との連携を加速する」、「都市公園を一層柔軟に使いこなす」の3つの視点が重要となっています。



(出典：新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会 最終報告書 概要(国土交通省))

(3) グリーンインフラの取り組み戦略(2019(令和元)年7月)

国土交通省では、国土形成計画(2015(平成27)年8月閣議決定)等をふまえ、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるグリーンインフラに関する取り組みを推進しています。

また、2019(令和元)年7月に「グリーンインフラ推進戦略」をとりまとめ、今後、この推進戦略をふまえ、プラットフォーム※の創設等グリーンインフラ主流化のための環境整備、グリーンインフラ推進のための支援の充実等、グリーンインフラの取り組みを推進することになっており、これらの支援制度を活用したグリーンインフラの視点を持った地域づくりが求められています。



雨水を貯水しやすい土壌を使用したレインガーデンを整備



民間と公共空間の一体的な緑化による快適性の向上

(出典：グリーンインフラ活用型都市構築支援事業整備イメージ(国土交通省))

(4) 新型コロナ危機を契機としたまちづくり

2019(令和元)年12月に最初の症例が確認されて以降、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の流行に伴い、我々はこれまでの働き方や暮らし方を大きく転換することを余儀なくされました。新型コロナウイルス感染症の拡大前に比べて、仕事よりは生活を重視するように意識が変化した人の割合が50%に上がっており、人々の働き方や生活に対する意識も変化しています。

国では2020(令和2)年8月に「新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性」を公表しました。その中で都市の持つ集積のメリットを活かしつつ、「三つの密」の回避、感染拡大防止と経済社会活動の両立を図る新しいまちづくりが必要であり、「都市(オフィス等の機能や生活圏)」、「都市交通(ネットワーク)」、「オープンスペース」、「データ・新技術等を活用したまちづくり」の今後のあり方と新しい政策の方向性、「複合災害への対応等を踏まえた事前防災まちづくり」の新しい方向性が示されています。「オープンスペース」については以下に示す方向性が重要となっています。

- グリーンインフラとしての効果を戦略的に高めていく
- ウォークブル[※]な空間とオープンスペースを組み合わせるネットワークを形成する
- まちに存在する様々な緑とオープンスペースについて、**地域の多様なニーズに応じて柔軟に活用する**
- 災害・感染症等のリスクに対応するため、いざというときに利用できる緑とオープンスペースの整備
- 比較的長期にわたる日常的な活用など、柔軟かつ多様なオープンスペースの活用の試行、これを支える人材育成、ノウハウの展開等



図 新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性 (イメージ)
 (出典：新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性の検討について (国土交通省))

(5) 流域水循環計画の推進

内閣官房水循環政策本部事務局では、2016(平成28)年度より健全な水循環のための流域マネジメントの更なる普及と活動の活性化を図ることを目的に、全国各地において策定されている水循環に関する計画等の内容を確認し、水循環基本計画に基づく「流域水循環計画」に該当する計画については、「流域水循環計画」として認定・公表しています。

本計画は、2019(令和元)年度に、「流域水循環計画」として認定されており、今後も健全な水循環のための取り組みを進めていく必要があります。

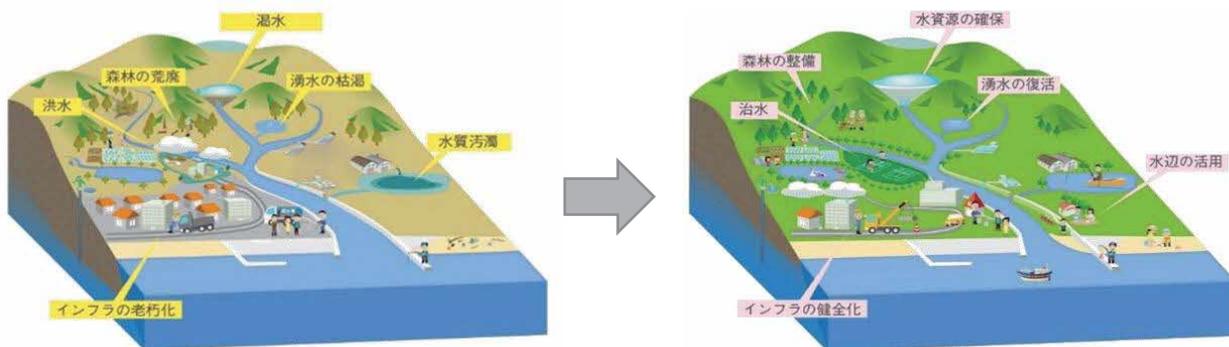


図 流域マネジメントのイメージ
(参考：流域マネジメントとは(内閣官房水循環政策本部事務局))

(6) 「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」(流域治水関連法)

近年、全国各地で水災害が激甚化・頻発化するとともに、気候変動の影響により、今後、降雨量や洪水発生頻度が全国で増加することが見込まれています。

このため、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国や流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高めるため、「流域治水関連法」が2021(令和3)年5月に公布されました。

その中には、氾濫をできるだけ防ぐための対策として、下記に示す「流域における雨水貯留対策の強化」が盛り込まれており、貯留浸透に資する都市部の緑地保全を推進する必要があります。

<p>○ 沿川の保水・遊水機能を有する土地を、貯留機能保全区域として確保(盛土行為等に対する届出義務と勧告)(特定都市河川法)</p>	<p>○ 貯留浸透に資する都市部の緑地を保全し、水害の被害を軽減するグリーンインフラとして活用(都市緑地法)</p>	<p>○ 認定制度、補助、税制特例、地区計画等を駆使して、官民による雨水貯留浸透施設の整備を推進(特定都市河川法、下水道法、都市計画法) ＜雨水貯留浸透施設整備のイメージ＞</p>
<p>保水・遊水機能を有する土地</p> <p>貯留機能保全区域のイメージ</p>	<p>グリーンインフラのイメージ</p>	<p>雨水貯留浸透施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 法律補助で、地方公共団体による整備を促進(※予算関連) 都道府県知事等の認定(法律補助や固定資産税軽減)で、民間による整備を促進(※予算関連、税制) 地区計画に位置づけることで、施設の整備を担保

図 流域における雨水貯留対策例
(出典：特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律について(国土交通省))

(7) 生物多様性に関する計画

国では、生き物の多様性を将来にわたり確保するため、2008(平成20)年の「生物多様性基本法」、2010(平成22)年の「生物多様性地域連携促進法」の制定を受け、2011(平成23)年に生物多様性の確保の視点を追加した都市緑地法運用指針が改正されています。2018(平成30)年には「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」が策定され、都市におけるエコロジカルネットワークの形成など生物多様性保全への配慮が求められています。

東京都においても、2012(平成24)年に策定した「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」で、生物多様性の危機を背景に、緑施策のこれまでの取り組みに加え、生物多様性の視点から強化する施策の方向性が示されています。

そのため、みどりや水辺などの生物の生息空間において、生物多様性確保に向けた計画的な取り組みを進めていくことが求められます。

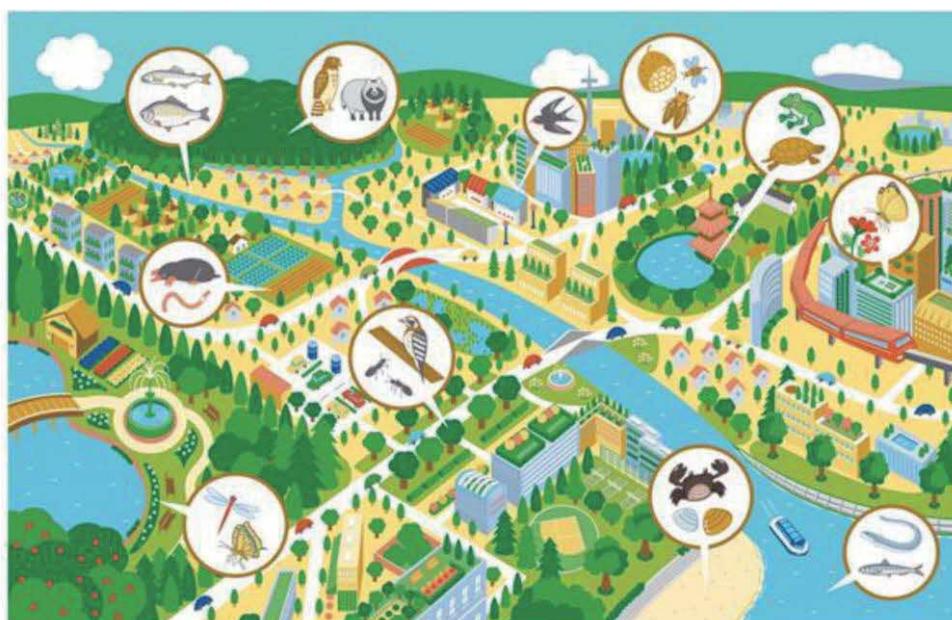


図 生物多様性が豊かな都市のイメージ
(出典：生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き(国土交通省))

(8) 関連する法制度の改正

2017(平成29)年6月に「都市緑地法」、「都市公園法」等が改正され、緑豊かで魅力的なまちづくりの実現を図るため、民間の知恵や活力をできる限り活かした都市公園の整備や運営が可能になっています。また、「河川法」についても2011(平成23)年3月に改正され、河川空間のオープン化の特例が認められ、民間と連携した河川空間の活用が進んでいます。

表 法制度の改正状況

<p>都市緑地法 2017(平成29)年6月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民間による市民緑地の整備を促す制度の創設 <ul style="list-style-type: none"> －市民緑地の設置管理計画を市区町村長が認定 ・緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充 <ul style="list-style-type: none"> －緑地管理機構の指定権者を知事から市区町村長に変更、指定対象にまちづくり会社等を追加 ・緑の基本計画の計画内容の拡充(都市公園の管理等)
<p>都市公園法 2017(平成29)年6月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園で保育所等を含む「社会福祉施設」の設置を可能に ・民間事業者による公共還元型収益施設の設置管理制度の創設 <ul style="list-style-type: none"> －収益施設(カフェ、レストラン等)の設置管理者を民間事業者から公募選定 －設置管理許可制度の延伸(10年→20年)、建ぺい率の緩和等 －民間事業者が広場整備等の公園リニューアルを併せて実施 ・公園内のPFI事業に係る設置管理許可期間の延伸(10年→30年) ・公園の活性化に関する協議会の設置
<p>河川法 河川敷地占有 許可準則 2011(平成23)年3月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都市および地域の再生等のために利用する施設に係る占有の特例 2011(平成23)年3月 <ul style="list-style-type: none"> －河川空間のオープン化の特例 ・民間事業者等の河川敷地占有許可期間の延伸(3年→10年) 2016(平成28)年6月

表 その他関連する法制度

<p>景観法(2018(平成30)年改正) 美しく風格のある国土の形成、个性的で活力ある地域社会の実現を図ることを目的とした法制度</p>	<p>環境基本法(2018(平成30)年改正) 環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を目的とした法制度</p>
<p>生物多様性基本法(2008(平成20)年制定) 野生生物や生息環境、生態系全体のつながりを含めて保全することを目的とした法制度</p>	<p>海岸法(2017(平成29)年改正) 海岸管理の目的として「海岸管理における防災・減災対策の推進」に加え、「水門・陸閘^{りっこう}等の安全かつ確実な操作体制の確立」「海岸保全施設の適切な維持管理」「地域の実情に応じた海岸の維持管理の充実」を位置付け</p>
<p>下水道法(2015(平成27)年改正) 多発する浸水被害へのハード・ソフト総動員した対応、老朽化対策による機能の持続的確保、再生可能エネルギーの活用促進などを図るため、水防法・下水道法・日本下水道事業団法の一部改正が行われた</p>	<p>水質汚濁防止法(2017(平成29)年改正) 地下水汚染の効果的な未然防止に向けた制度の創設</p>

2 水とみどりを取り巻く社会情勢（東京都の動向）

(1) 都市づくりのグランドデザイン（2017（平成29）年9月）

2040年代の目指すべき東京の都市の姿とその実現に向けた、都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示したもので、「活力とゆとりのある高度成熟都市」を都市づくりの目標とし、目指すべき都市像の実現に向けて、分野横断的な戦略、政策方針、取り組みを示しています。

都市づくりの戦略の一つとして「四季折々の美しい緑と水を編み込んだ都市の構築」を掲げ、政策方針として「あらゆる場所で緑を感じられる都市をつくる」、「水辺を楽しめる都市空間を創出する」を掲げています。

具体的には、これ以上緑を減らさないよう、今ある緑を守るとともに、都市づくりのあらゆる機会を捉えた新しい緑の創出、公園や緑地、歴史・文化が蓄積された庭園などの豊富な資源の活用、海や河川、運河など多様な水辺空間について、水質の改善等とともに、まちづくりにおいて新たな水辺空間を生み出すなど、多くの人々が憩える空間の創出が求められています。



図 都市の将来イメージ

（左：水と緑がネットワーク化された潤いある区部中心部、右：東京ならではの魅力を楽しめる夜の水辺）
（出典：都市づくりのグランドデザイン（東京都））

(2) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（2020（令和2）年11月）

おおむね20年後の都市づくりの目標、都市の将来像等を実現するための方針及び整備水準を定めています。今回の改定では、コロナ危機を踏まえた都市づくりの目標と戦略等が新たに定められています。

主要な都市計画決定の方針の一つとして「緑と水の潤いある都市の構築」が示されており、(1)自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針、(2)環境負荷の少ない都市の形成に関する都市計画の決定の方針、(3)ヒートアイランド現象の緩和に関する方針、(4)循環型社会の形成に向けた方針が定められています。

本区の将来像の一つとして、東京湾からの「風の道」の確保、大規模公園、緑地、運河などを活用した水と緑のネットワークの形成、下水熱の有効利用など、環境に関する先端的な取り組みが進んだまちを形成することが求められています。

(3) 緑確保の総合的な方針（2020（令和2）年7月）

「都市づくりのグランドデザイン」などの方針をふまえ、2040年代の東京の姿に向けた緑施策を計画的に推進していくことを主な目的としています。

東京全体の緑は、減少傾向が続いており、これまで以上に保全を推進するため、10年間の計画期間内に確保する緑などを明らかにするほか、緑確保の取組等を更に進めるための方針を示しています。

方針として、「既存の緑を守る」、「緑のまちづくりへの取組」、「緑の確保を更に推進する取組」が示されています。本区でも緑の減少傾向を緩和し、骨格となる緑の系統を保全すること、まちづくりなどの機会をとらえた緑の創出とネットワーク化、緑の量的な底上げと質の向上が求められています。

本区では、本方針に基づき、市民緑地認定制度等の指定・活用を検討し、既成市街地等における民有地の緑化を推進していきます。

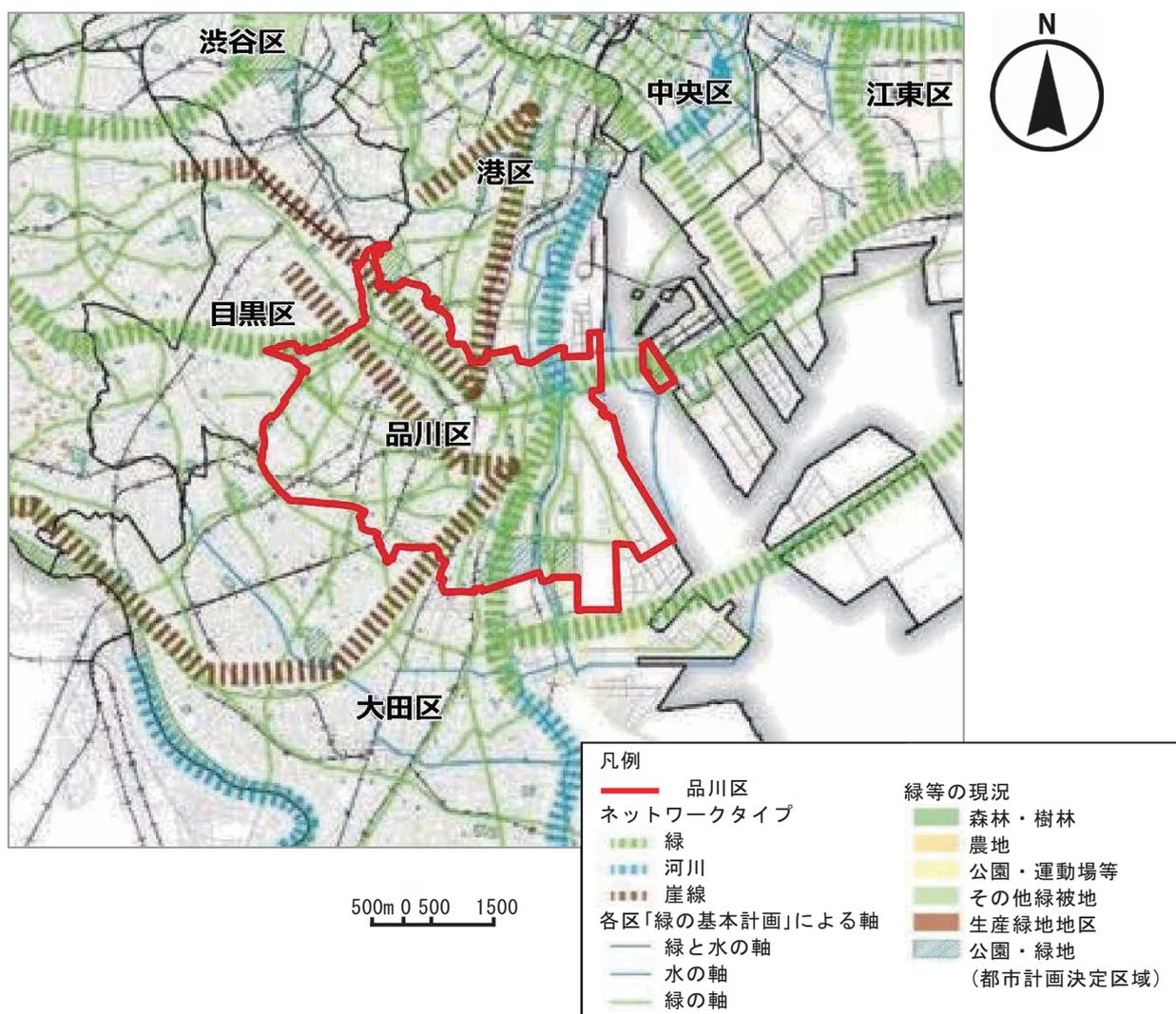


図 区部の緑のネットワークイメージ（参考：緑確保の総合的な方針（東京都・特別区・市町村））

(4) 都市計画公園・緑地の整備方針（2020（令和2）年7月）

みどりの軸や拠点の中核となる都市計画公園・緑地の計画的・効率的な整備促進と整備効果の早期実現に向けた方策を示しています。

本整備方針では、水と緑のネットワークの形成・充実、災害に強い都市の実現、良好な都市景観の形成、質の高い生活環境の創出、地域の資源を活かした個性ある地域づくりが目標として掲げられており、本区でも東京都と連携した取り組みが求められています。

なお、本区の都立林試の森公園は、重点化を図るべき公園として選定されています。

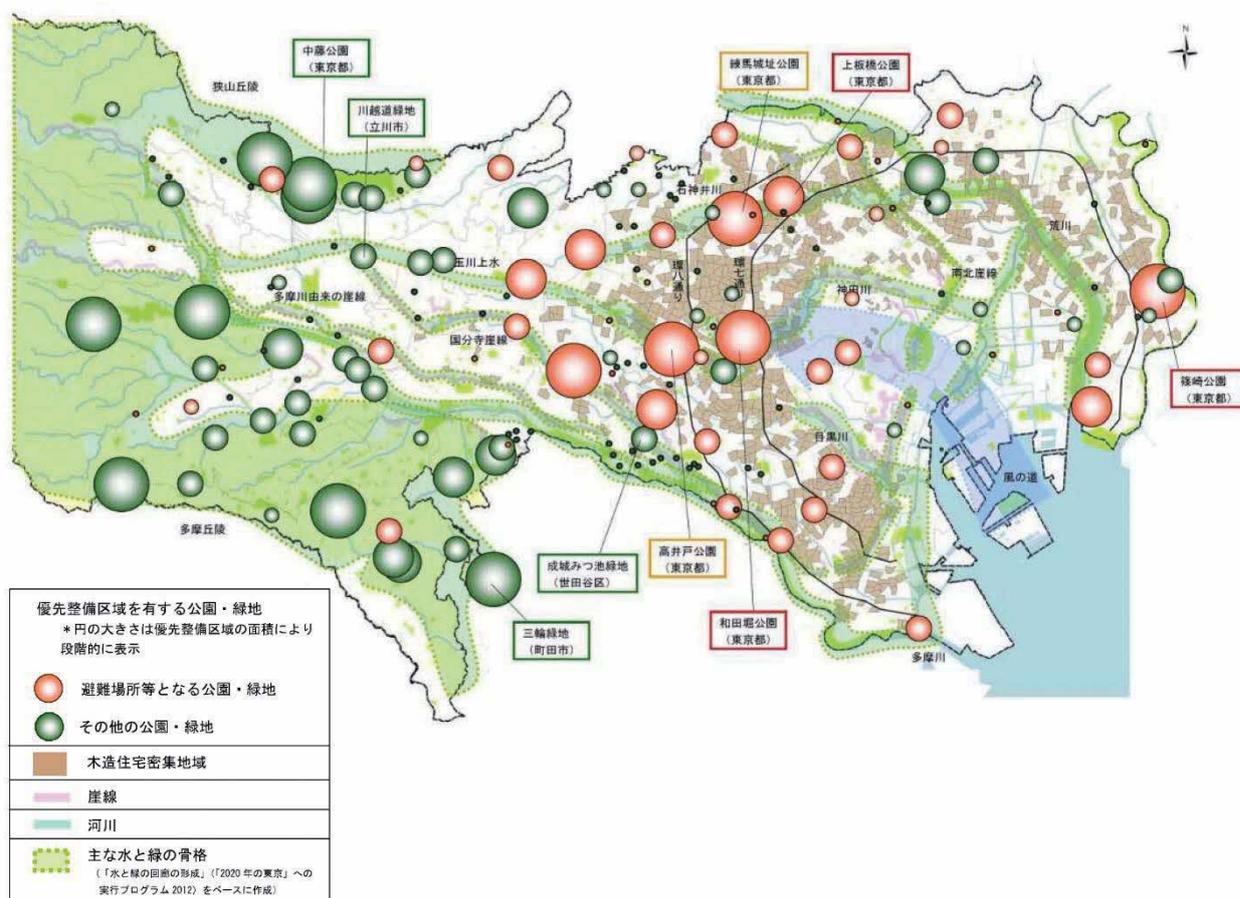


図 優先整備区域による緑の保全・創出のイメージ
 (出典：都市計画公園・緑地の整備方針（東京都・特別区・市町）)

(5) 東京が新たに進めるみどりの取組（2019（令和元）年5月）

東京が進めるみどりの主な取り組みをまとめたもので、「都市づくりのグランドデザイン」で示す都市像の実現に向け、今ある貴重な緑を守り、あらゆる場所に新たな緑を創出することで「東京の緑を、総量としてこれ以上減らさないこと」を目標としています。

今後の取り組みとして主に以下のポイントがまとめられており、本区は「中枢広域拠点域」に位置付けられており、みどりの拠点と軸の形成、みどりの質の向上、民間と連携したみどりの創出などが求められています。

表 都市づくりのグランドデザインで示す4つの地域区分

地域区分	主な取り組み
全域	みどりの拠点の形成(都市計画公園・緑地の整備促進) みどりの軸の形成(道路・河川・崖線・丘陵地等) みどりの量的な底上げ(市街地区域全域へ緑化地域の指定促進) 質の高いみどりの保全・創出(市民緑地認定制度の活用促進) 民間が創出するみどり
1 中枢広域拠点域	みどりの拠点の形成(都市開発諸制度等の活用によるみどりの創出) みどりの軸の形成(東京 2020 大会に向けたマラソンコースの街路樹の樹冠拡大)

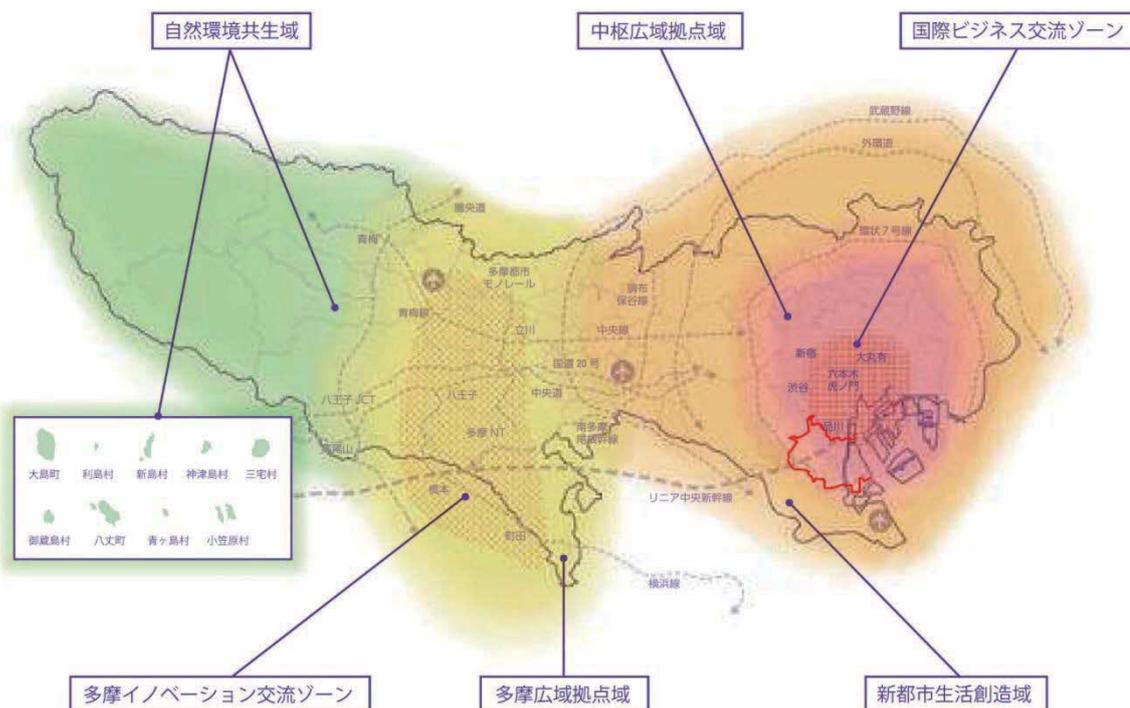


図 地域区分図（出典：東京が新たに進めるみどりの取組（東京都））

(6) 東京都の水辺空間の魅力向上に関する全体構想（2006(平成18)年2月)

来訪者にも居住者にも魅力的な水辺空間の創造に向け、「水辺のにぎわい」「舟運」「水辺景観」「水辺環境」の視点から取り組みを展開することとし、にぎわい拠点の創出や水辺を活かした活動の推進、舟運ネットワークの強化などの方針が示されています。

運河地域における今後の取り組みの方向性として、「品川浦・天王洲」、「芝浦」で取り組まれている運河ルネサンスを広域に展開することで、新たな水上交通や水辺イベントの広がりを促進することが挙げられており、本区でも舟運ネットワークの強化や水辺でのイベント開催などを推進しています。

(7) 東京ベイエリアビジョン（仮称）

東京、日本の今後の成長を牽引するベイエリアの将来像を示しています。世界から人を集め、ベイエリアを日本中の文化、情報、技術のショーケースとし、東京、日本の今後の成長を創り出す場所として世界に発信していくため、「海から見渡す東京の未来をつくる」、「東京、日本ならではの未来を世界に発信し、世界を魅了する」、「自ら未来を生み出し続ける実験・提案型のまちをつくる」ことを目標としており、ベイエリアを有する本区でも「水辺に顔を向けたまちの空間づくり」、「訪れたいと思わせる水辺空間の実現」など、都や民間と連携した取り組みの推進が求められています。



図 官民連携チームの提案（出典：「東京ベイエリアビジョン」（仮称）の検討に係る官民連携チーム会議資料）

(8) 東京都による水辺空間活用の状況

「東京の統合的な交通政策のあり方検討会」において、「羽田空港と都心・臨海部を結ぶ航路の充実」、「船路等が一目でわかるPR施策の展開」、「船着場と水辺空間の一体的な整備」が、水辺空間の魅力向上に向けた施策の方向性として示され、「水辺空間活用(舟運)ワーキンググループ」において、その実現のための具体的な方策が検討されています。



朝潮運河船着場から出航

また、都は河川や海、運河など、東京の水辺空間の魅力を引き出すため、舟運を活性化し、身近な観光・交通手段として定着することを目指し、取り組みを実施しています。

取り組みの一環として、(2019(令和元)年7月24日から8月2日の間で、社会実験“真夏のらくらく舟旅通勤”(日本橋～朝潮運河間)が実施されました。今後は、アンケート結果や事業採算性等を検証した上で、新たな航路の実現可能性について検討が進められる予定です。

本区でも船着場や舟運の更なる活用が必要となっています。

(9) 東京ベイeSGプロジェクト

感染症と気候変動という2つの危機に対処し、「持続可能性」と「経済・金融」を両立し、最先端の「DX※」を活用しながら50年・100年先を見据えた都市のあるべき姿を描くため、「ESG」(Environment, Social, Governance)の概念を基本とし、下記のような考え方で「東京ベイeSGプロジェクト」の検討が進んでいます。

e：環境 (environment) に加え、エコロジー (ecology)、経済 (economy)、新時代を切り拓く画期的な技術 (epoch-making)、SG：渋沢栄一、後藤新平の精神を受け継ぐ (shibusawa, Goto)

【東京ベイeSGプロジェクト】の実現に向けた戦略】

■ 100%クリーンエネルギー、ゼロエミッションを実現

スマートグリッドをはじめとするグリーンテクノロジーの活用により、域内のエネルギーを再生可能エネルギーと水素を柱とした100%クリーンエネルギーで賄う。

■ 最先端のデジタルテクノロジーを実装

官民を挙げ日本の本気を魅せるデジタルテクノロジーを駆使し、サステナブルな都市を実現する。

■ グリーンファイナンスを活用したプロジェクトの展開

「Tokyo Green Finance Market(仮称)」の活用等により世界中のグリーンTech企業の集積を図り、グリーンやサステナブルをキーワードにした様々なプロジェクトを展開する。

■ サステナブルな都市・交通ネットワークを充実

地下鉄の事業化などにより都心や羽田空港等とのアクセスの飛躍的な向上を図るとともに、ZEV(Zero Emission Vehicle)などを活用した公共交通モデルを構築する。

3 水とみどりを取り巻く社会情勢（本区の動向）

(1) 品川区長期基本計画（2020（令和2）年4月）

- 「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」を将来像とし、未来につなぐ4つの視点として、「超長寿社会に対応する視点」、「多文化・多様な生き方を尊重する視点」、「強靱で魅力あるまちを未来につなぐ視点」、「先端技術を活用して課題解決と発展を図る視点」が示されています。
- 「地域」の政策の柱の一つに「水と親しむみどり豊かなまちづくり」を掲げており、以下のような将来像が示されています。

<ul style="list-style-type: none"> ■ 区民が水辺を身近に親しむことができ、外国人観光客を含めた多くの人でにぎわう観光・交流の軸となる水辺空間の整備や仕組みづくりが進んでいます。 ■ 河川・運河の水質改善が推進され、水辺空間が区民生活において、さらに有効な資源として活用されています。 ■ 区民や企業の自主的なみどりづくりが進むとともに、区民ニーズを捉えた愛される公園が増加し、区民がみどりにふれあえる機会が充実しています。
--

- 「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」を実現するためにも、水とみどりに身近に親しむことのでき、にぎわいの拠点となる空間整備、区民や企業と連携した水辺やみどりづくりが求められています。

(2) 品川区まちづくりマスタープラン（2013（平成25）年2月）

- 品川区基本構想に掲げる将来像「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」の実現を目指し、8つのまちづくりの目標を定めています。
- 水とみどり分野は「水とみどり豊かなやすらぎとうるおいのある都市空間の保全・再生」を目標に掲げており、以下の整備方針を示しています。

うるおいとやすらぎのある都市空間の形成	<ul style="list-style-type: none"> ● 水とみどりのネットワークの形成 ● 厚みと広がりのある豊かなみどりの創出 ● 都市空間への緑化の推進 ● 水とみどりに親しめる親水空間の整備 ● 身近な公園・緑地の整備・改修
防災性の向上に資する都市緑化	<ul style="list-style-type: none"> ● 公園・緑地における防災機能の向上 ● 街路樹等の持つ防災・減災機能の活用
品川らしさを備えた多様なみどりの活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 歴史・文化を伝える資源の保全・活用 ● 品川を特徴づける景観づくり ● 特色ある公園づくり

- 環境、レクリエーション、防災、歴史、景観・歴史文化など水とみどりの多機能性を発揮するため、区民と行政が一丸となった取り組みが求められています。

(3) 新・水とみどりのネットワーク構想（2008（平成20）年5月）

- 「水とみどりがつなぐまち」の実現に向け、水とみどりを「観光・交流」「環境」「景観・アメニティ」「防災・防犯」という4つの機能から捉え、施策を設定しています。
- 公共空間で「親水空間やみどり」の充実を図るだけでなく、「運河ルネサンス構想」などのように規制緩和を図りながら、民間開発や花壇・路地裏のみどりなども含めた新たなネットワークづくりを推進する必要があるとしています。
- 多様な担い手の参加を促しながら、水とみどりのあり方や活用方法について話し合うこととしています。

(4) 品川区環境基本計画（2018（平成30）年3月）

- 「みんなで創り育てる環境都市」を目指し、5つの基本目標の中で「水とみどりがつなぐまち」と「やすらぎとにぎわいの都市景観」を掲げています。
- 「水とみどりを活かしたにぎわいづくり」として、歴史にゆかりのある名所旧跡や公園緑地、水辺の空間等魅力的な資源をつなぎ、まちあるきや舟運ネットワークの充実を進めるとともに、水辺やみどり空間を活用したイベントの充実や、運河ルネサンス等と連携した水辺活用の取り組みを推進することとしています。
- 「多様な品川らしさを踏まえたまちづくりの活用」として、歴史のある街並み、新しく洗練された街並み、それらをつなぐみどりや河川の個性を活かしつつ、調和の取れた景観づくりを進めることとしています。

(5) 品川区地域防災計画（2017（平成29）年度）

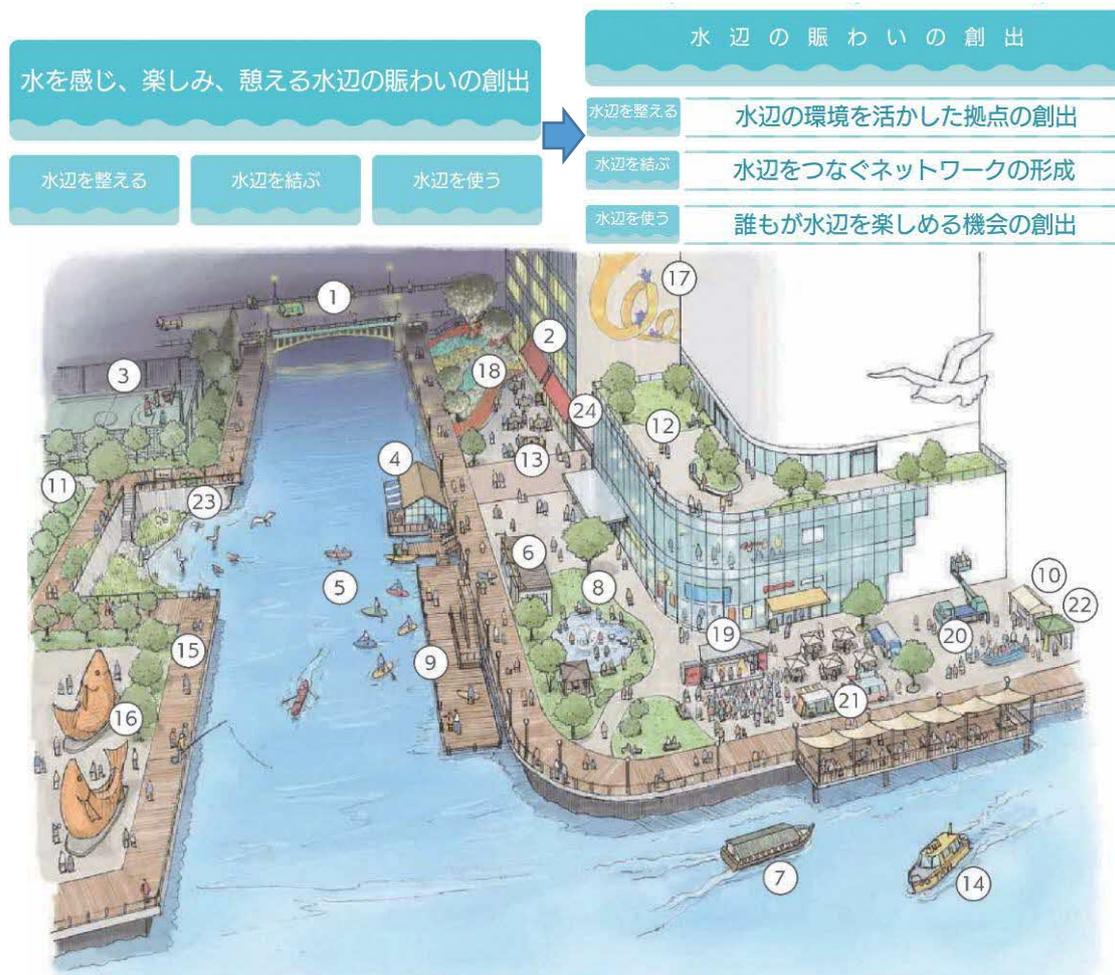
- 区が整備する公園、広場等に加え、民間の緑地や空地などのオープンスペースは、延焼防止や避難のための有効な空間となり得ることから、まちづくりに関する各種事業・制度や開発環境指導要綱、密集住宅市街地整備促進事業などにより、これら有効なオープンスペースを確保します。
- 震災時に果たすべき輸送路の機能に応じて、緊急輸送ネットワークを整備するとともに、輸送路の複線化を図るため陸・海・空・水上・地下にわたる輸送ネットワークの整備推進するため、緊急啓開道路の確保や水上輸送の円滑化に向けた対策を進めることとしています。（水上輸送に関しては、五反田防災船着場を新設し、2019（令和元）年12月に供用開始）。

(6) 品川区景観計画（2011（平成23）年1月）

- 「みんなで伝え創り育てる」を基本理念に、緑地の保全と活用、緑化の推進、水辺空間を活かした街並み形成など、景観形成の観点からも水とみどりが重要な位置付けにあります。
- 運河沿いの水際では、季節の花木の植栽、歩行者空間やポケットパークなどの配置など、運河からの眺望にも配慮した景観形成を進めることになっています。
- 「景観重要公共施設」として目黒川が指定されており、東京都が今後策定する河川整備計画等とも整合を図りながら、桜並木の美しい、親水性の高い水辺空間の創出に努めることとしています。
- 旧東海道品川宿地区は、重点地区に定められており、水辺を活かした街並みの形成、旧東海道の風景を彩る「街道松」のある街並み形成、協働のまちづくりによる街並みの形成などが定められています。
- 天王洲地区景観形成地区は、運河を活かした個性ある景観形成の取り組みがなされており、水辺を活かした景観形成、特徴的な水辺の風景を活かした景観形成、魅力あるウォーターフロントの形成などが定められています。

(7) 品川区水辺利活用ビジョン（2020（令和2）年5月）

- 「水を感じ、楽しみ、憩える水辺の賑わいの創出」を目標とし、水辺を楽しめる場や、仕組みを構築することで、区民や来訪者が水辺を感じ、賑わい・憩える空間の創出を目指しています。
- 「整える」（水辺を楽しむ拠点や施設の整備）、「結ぶ」（舟運等による水辺の活用や水辺周辺の回遊性の向上）、「使う」（イベント等の実施）といった3つの視点から取り組みを推進し、水辺の賑わいを充実することとしています。



水辺利活用の方針に基づく取り組みイメージの概要		
水辺を整える	水辺を結ぶ	水辺を使う
① 橋梁のライトアップ	⑪ 緑の連続性	⑲ 地域と連携したイベント
② 水辺を意識した建築物	⑫ 水際の建物における緑の充実	⑳ 防災まちづくり等の情報発信
③ 水際のにぎわい創出を意識したまちづくり	⑬ 水辺へのアクセス性向上	㉑ エリアマネジメント団体等による水際を活用した賑わいの創出
④ 水辺空間を活かした飲食店	⑭ 水上タクシー等の舟運	㉒ イベント等を通じた水辺利用のルールやマナーの周知
⑤ カヌー・SUP等の水上アクティビティ	⑮ 水際の散策路	㉓ ビオトープ等による水辺の魅力の発信
⑥ 水上アクティビティの利用拠点となる施設	⑯ オブジェ等による水辺景観の演出	㉔ ゲート等による水辺への案内誘導等
⑦ 屋形船等の動力船	⑰ 壁面アートによる賑わいの演出	
⑧ 公園等の親水空間	⑱ イルミネーションによる夜間景観の創出	
⑨ 船着場などの整備		
⑩ 水質環境改善の取り組みに向けた広報 PR		

図 水辺利活用の方針に基づく取り組みイメージの概要
 (出典：「品川区水辺利活用ビジョン」2020（令和2）年)

4 本区の水とみどりの現況

(1) 気象データ

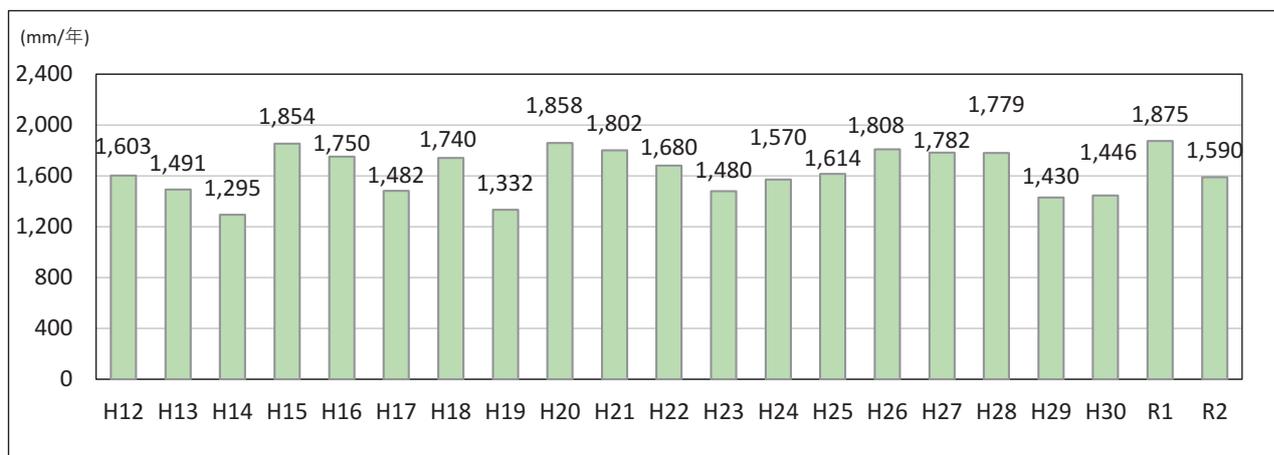


図 年降水量の推移 (出典：気象庁)

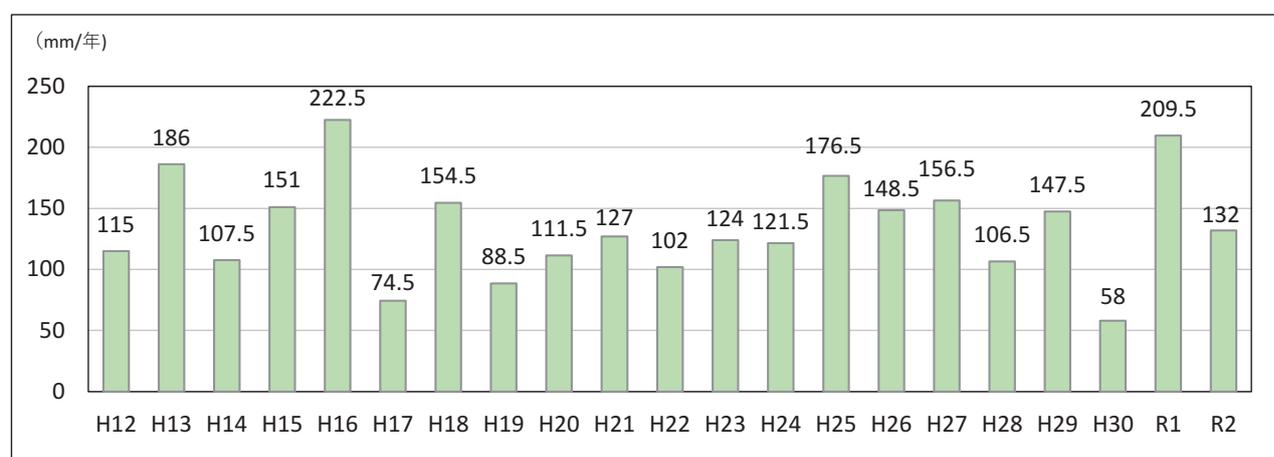


図 日最大降水量の推移 (出典：気象庁)

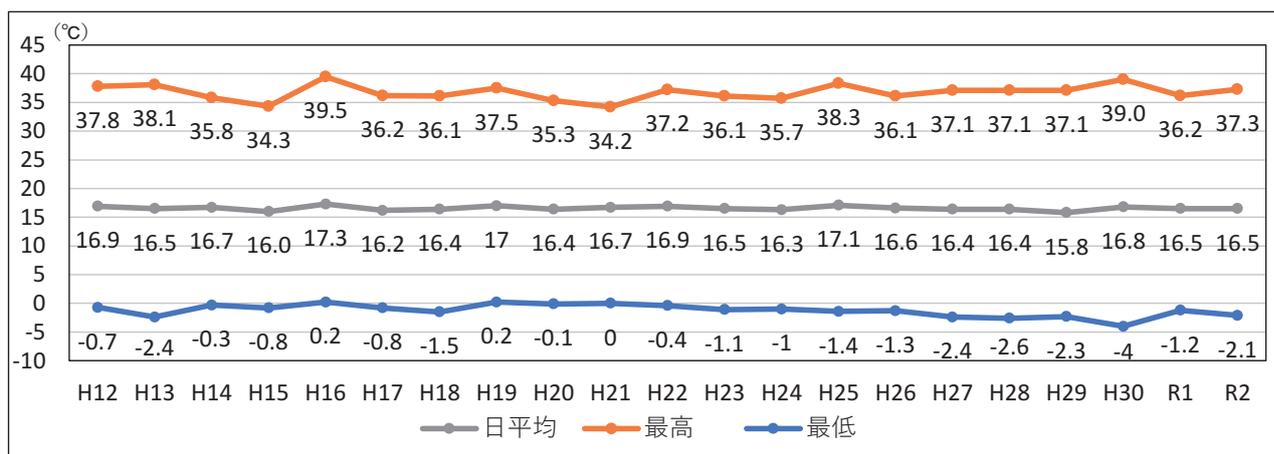


図 気温の推移 (出典：気象庁)

(2) 市街地再開発事業等の状況

① 西品川一丁目地区

西品川一丁目地区は、国際自動車跡地および住宅・工場などが混在する密集市街地からなる地区です。

本事業は、大規模低未利用地の土地利用転換にあわせて周辺木造密集市街地を含む街区再編により、都市基盤の整備を図ることとしています。また、土地の高度利用により周辺市街地との調和に配慮した良好な複合市街地の形成を図るとともに、地域の防災活動や憩い潤いの場となる大規模なオープンスペースを整備することを計画しています。

事業実施前（2009（平成 21）年）



⇒

事業実施後（2019（令和元）年）



② 目黒駅前地区

目黒駅前地区は、JR山手線等4線が乗り入れる目黒駅前に立地しており、交通利便性が非常に高い地区です。

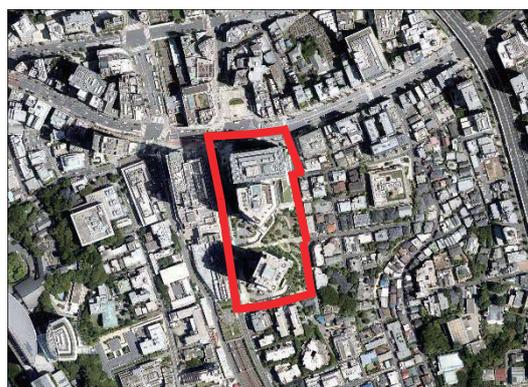
本事業は、地区の利便性と防災性・安全性の向上に寄与する公共施設を整備することとしています。また、商業・業務機能の強化によるにぎわいの形成や良質な住宅供給を行い、駅前にふさわしい土地の高度利用と都市機能の更新を図ることで、魅力ある地域生活拠点の形成を目指すことを計画しています。

事業実施前（2009（平成 21）年）



⇒

事業実施後（2019（令和元）年）



③ 東五反田二丁目第2地区

東五反田二丁目第2地区は、東五反田地区の北西に位置しています。

本事業は、土地の健全かつ合理的な高度利用と都市機能の更新を図り、居住機能、業務機能、商業・賑わい機能等を備えた副都心の複合市街地ゾーンにふさわしい良好な市街地環境を形成することとしています。また、地区幹線道路等および歩行者ネットワーク等の都市基盤を整備するとともに、貴重な環境資源である目黒川に沿って親水広場を整備し、ゆとりと潤いのある都市空間の形成を図ることを計画しています。

事業実施前（2009（平成21）年）



事業実施後（2019（令和元）年）

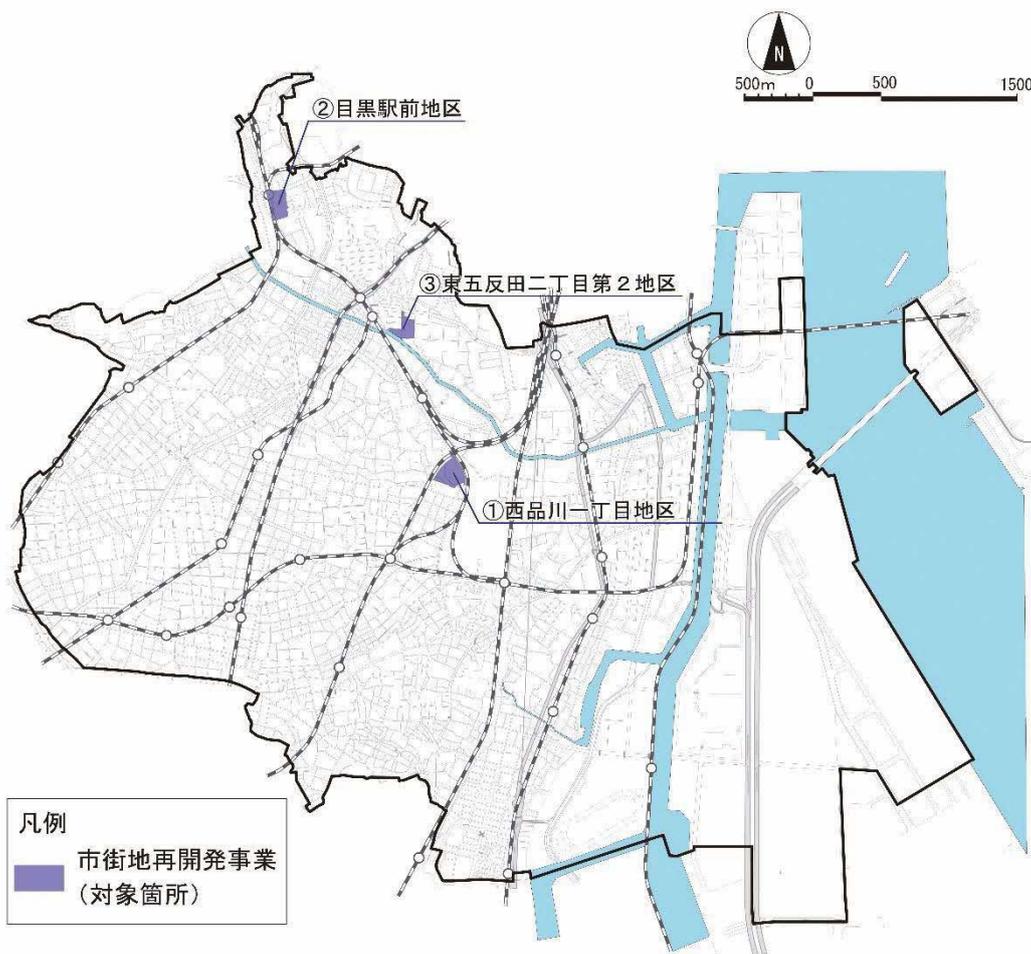


図 市街地再開発事業位置図

(3) 地区計画等における整備・開発及び保全に関する方針

水とみどりに関する地区計画の概要を示します。

表 各地区の整備・開発及び保全に関する方針

	地区名	整備・開発及び保全に関する方針
1	東品川 四丁目地区	快適な居住環境形成を図るため公園整備を行うとともに、広場を適切に配置する。京浜運河の快適な水辺空間の特性を活用するため、緑道（歩行者プロムナード）の整備を行う。
2	武蔵小山駅 東地区	うるおいと安らぎのある居住環境の形成と都市環境への負荷の低減を図るため、敷地内において計画的な緑化を進めるものとし、建築物の敷地に、「品川区みどりの条例」で定める基準以上の緑化を行い、広場・広場状空地については、その面積の30%以上を緑化する。
3	目黒駅前 地区	目黒通りへと接続する都市計画道路補助 159 号の拡幅整備や区画道路の拡幅整備に合わせ、歩道状空地等において連続的な緑化を行い、快適な歩行者空間を整備する。緑豊かな広場空間を整備し、良好な市街地環境の形成を図るとともに、周辺住宅地との隔離を確保する。
4	西五反田 三丁目地区	都市に残された数少ない自然を守るため、地区内の緑化推進とともに、現存する緑地帯の保全に努める。
5	西品川 一丁目地区	住宅や工場等の既存都市機能の再編に加え、大崎駅に近接する立地ポテンシャルを活かし、業務施設、都市型住宅、生活利便施設等の多様な都市機能の導入を図るとともに、地域に不足する大規模な緑地・オープンスペースを創出し、周辺市街地と調和した良好な「業務・商業・住宅・工場等の複合市街地」の形成を図る。
6	大井一丁目 南地区	密集市街地や細街路の解消や、区道の拡幅及び災害時の周辺市街地における在宅避難者支援場所としてのオープンスペースの整備等により、市街地環境の改善や防災性の向上を図るとともに、業務・商業・住宅等が融合した、みどり豊かで安全・安心な市街地環境の形成を目指す。
7	西大井駅 周辺地区	駅周辺の住環境との調和を図りつつ、地域交流の場として地区公園を整備する。その他の公共施設については駅前機能の強化を図るため、交通広場を整備拡充するとともに、ポケットパークや緑地、歩行者空間を整備する。
8	北品川 五丁目地区	地区幹線道路及び歩道状空地に街路樹や植栽帯を整備するとともに、目黒川沿いの散歩道整備等、周辺地域と連携した緑のネットワークの形成を目指す。合流改善施設として公園の地下に貯留槽を設置し、目黒川の水質改善を図る。
9	大崎駅東口 第2地区	河川については、緑の軸線形成と水辺空間の景観向上のため、目黒川改修事業にあわせて河川管理用通路の緑化をはかる。さらに、緑道による緑の軸線や拠点を形成するため、目黒川沿いに地区公園を整備する。
10	大崎駅西口 地区	ゆとりとうるおいのある市街地環境を創造するため、敷地内の空地や屋上緑化の推進に努めるとともに周辺市街地を含めた緑や公開空地の連続性に配慮した空間形成を図る。
11	広町一丁目 周辺地区	目黒川に隣接する地区特性を活かした水と緑のネットワークを形成するため、河川及び鉄道沿いに緑道を整備するとともに、目黒川に面してまとまった緑地広場を配置する。
12	東五反田 二丁目地区	目黒川を活かした親水広場を一体的に整備する。親水広場を五反田南公園、公園2号（大崎駅東口第3地区）と連携するシンボル広場として位置付け、水とみどりのネットワークの起点とする。また、親水護岸部分には防災船着場機能を設け、災害時の防災活動拠点として活用する。
13	東五反田 地区	開発にあわせて御成橋公園を拡大整備し、目黒川沿いのみどりの拠点を形成する。開発敷地内の壁面後退による緑道部分と道路とを一体的に整備することで、安全性・防災性と美しい街並み形成に配慮した豊かな都市空間の形成を図る。
14	東品川 二丁目地区	水辺の特性を生かし、親水拠点の形成を図る。天王洲公園の位置を変更し、東品川海上公園と一体となる、水と緑豊かなアメニティ（快適性）空間の拡大を図る。

地区名	整備・開発及び保全に関する方針
15 臨海副都心 台場地区	建築物の壁面の位置の制限を定めるなどにより、道路やシンボルプロムナード等の公共空間と一体となった歩行者空間や緑化空間等を確保する。 副都心全体の一体的な緑化環境、緑のネットワークを形成するため、緑化を積極的に推進する。
16 東五反田 二丁目 第3地区	地区北側の地区幹線道路4号を拡幅整備するとともに地区外周の道路および河川管理用通路沿いの敷地内に緑道を配置し、安全、かつ快適で緑豊かな歩行者ネットワークを構築する。目黒川沿い緑道は河川管理用通路と一体的に整備するとともに、御成橋、山本橋の橋詰めには広場や公園を配し、隣接街区や対岸地区と協調して拠点性の高い親水空間を整備することで水とみどりのネットワークを構築する。
17 東五反田 二丁目 北地区	道路の交差部付近には、まとまった広場を適正に配置し、地区内外の居住者、就業・就学者、来街者等の多様な人々が集い、憩う地域コミュニティやみどりのネットワークの拠点として整備する。 風の道やクールスポットとなるまとまったみどりを確保するなどヒートアイランド対策に配慮した建物配置とする。
18 広町地区	みどりとオープンスペースとが連続する高質な都市空間の形成等により、個性豊かな魅力とにぎわいのある区を中心核にふさわしい複合拠点の形成を図る。

(参考：東京都市計画地区計画より抜粋)

表 大崎駅周辺地域 都市再生ビジョンについて

地域名	概要
19 大崎駅周辺 地域	大崎駅周辺地域において、地域の魅力向上や開発促進を目指した将来像を示すとともに、公共施設等の整備方針、地域全体の付加価値を高めるために必要な内容や重点的に取り組むべきテーマを示すことにより、民間の創意工夫を活かした都市再生を戦略的に進めるため、「都市再生ビジョン」が策定された。「目黒川を環境資源として活用する」という戦略では、親水空間の設立や活用、保水性の舗装によるヒートアイランド現象の緩和、隣接敷地と強調しながらまとまった緑の確保やクールスポットの形成、風の道の確保として、建築物の配置を現状街路にあわせて川上に向かって逆八の字にするなど、目黒川を軸とした水と緑と風のネットワーク形成を図っている。

(参考：大崎駅周辺地域都市再生ビジョンより抜粋)

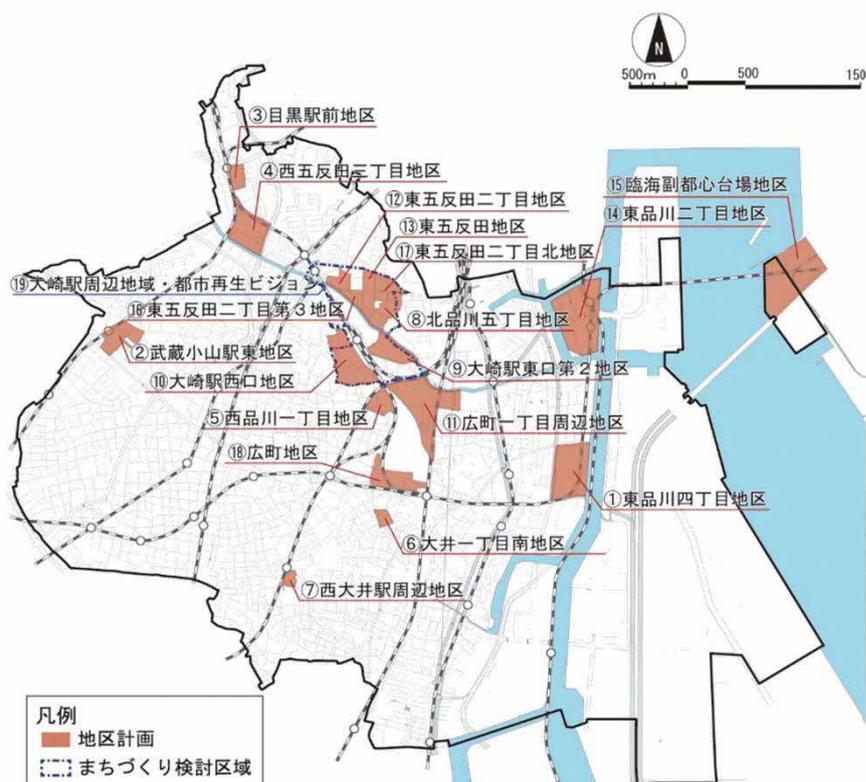


図 地区計画位置図

(4) 区民活動状況

① 品川地区

協議会名	設立年	概要
一般社団法人エリア マネジメント TENNOZ	1985 (昭和 60)年	天王洲の地権者 22 社により発足し、「人間の知能と創造性に働きかける環境づくり」を開発コンセプトに、水と緑に囲まれた外部環境の演出など、天王洲地区の特徴的な開発を進めてきました。現在も、街の景観維持やイベント開催などの地域の活性化に取り組んでいます。2021（令和 3）年に協議会名を「天王洲総合開発協議会」から「エリアマネジメント TENNOZ」に変更し、天王洲を代表するエリアマネジメント団体として、将来にわたっての総合的なまちづくりを推進してまいります。
旧東海道品川宿 周辺まちづくり協議会	1988 (昭和 63)年	「東海道の歴史性を活かしたまちづくり」を進めることを目的に、品川宿周辺の町会、商店街、商店会が協力し、設立されました。現在では、景観などの街並み整備はもちろんのこと、水辺プロジェクトとして、カヌー・E ボート体験、目黒川清掃・生き物調査などを行っています。
NPO 東海道品川宿	2004 (平成 16)年	旧東海道品川宿周辺地域におけるまちづくりの推進を行っています。現在は、観光開発事業の一環として、勝島運河での仮設栈橋の設置や、水上観光イベントを推進しています。
品川浦・ 天王洲地区 運河ルネサンス 協議会	2005 (平成 17)年	運河ルネサンスとは、東京の水辺の魅力の向上や観光振興に資するため、運河などの水域利用とその周辺におけるまちづくりが一体となり、地域のにぎわいや魅力を創出することを目的とした、地域住民が主体となった取り組みです。品川浦・天王洲地区では、運河の活用方法、安全航行啓発の横断幕設置および運河のパトロール、周辺の景観づくりをはじめ、運河を利用したイベント開催、施設の設置などを協議しています。
品川駅南地域の 未来を創る 推進協議会	2010 (平成 22)年	地元の町会・自治会、商店会、まちづくり関係団体等と連携し、品川駅近接の立地や天王洲運河や目黒川等の地域特性をふまえたまちの将来像の実現を目指しています。将来像の中では、品川浦、天王洲運河、目黒川がそれぞれ拠点として位置付けられています。品川浦では水上交通ターミナルの整備、天王洲運河では親水ステージ等の水辺の新たな魅力を創出する施設の整備・導入、目黒川ではみどり豊かな親水空間の形成や、アクティビティ拠点としての機能強化などを目指しています。
一般社団法人 天王洲・ キャナルサイド 活性化協会	2014 (平成 26)年	東品川周辺を中心とした運河・水辺の修景及び地域振興を通じ、社会における創造性の発展を図り豊かな地域社会づくりと新たな生活文化の創出に寄与することを目的としています。また、毎年 4 回（春夏秋冬）、「天王洲キャナルフェス」を開催しています。フードマーケット、映画祭、ナイトクルーズなどの催しを行い、天王洲運河を中心ににぎわいを創出しています。
NPO なぎさの会	2017 (平成 29)年	主に東品川、南品川、北品川を中心に活動しています。しながわ運河まつり、秋の運河花火まつり、水辺の活動などに取り組んでいます。

② 大崎地区

協議会名	設立年	概要
五反田地域 街づくり協議会	2004 (平成 16)年	本区をはじめとする関係機関との連携のもと、五反田地域の発展に向けた様々なまちづくり活動を行うための組織として設立されました。五反田地域の町会、商店会、企業等の地域を代表する横断的なメンバーにより構成されています。2011（平成 23）年には、区と協働して「五反田駅周辺にぎわいゾーンまちづくりビジョン」を策定しました。基本方針「地域資源を活かした環境・景観づくり」として、目黒川を環境資源として位置付け、隣接する大崎・目黒との連携を図り、目黒川沿いの桜並木を地域全体に広げることを目指しています。
一般社団法人 大崎エリア マネジメント	2007 (平成 19)年	「魅力とにぎわいのある都市空間の形成」をテーマに、副都心大崎の持続的発展を目指した「都市再生ビジョン」に従い誕生しました。設立以来、地域の付加価値を高める様々な活動を通じて大崎のまちづくり、まち運営に注力しています。受託事業として、大崎駅夢さん橋、五反田ふれあい水辺広場等の維持管理を行い、自主事業としては目黒川みんなのイルミネーションやお花いっぱい大崎運動などの地域イベント支援などを行っています。
NPO 目黒川五反田 協議会	2008 (平成 20)年	エレクトリックボート「すずかぜ」を運航し、目黒川を環境資源として活用策を検討、そして環境整備を推進し、調査研究事業、普及啓発事業を行うことによって目黒川の地域活性化の一環になることを目指しています。
目黒川で泳ぎ隊	2009 (平成 21)年	目黒川の環境調査や、環境美化活動に取り組んでいます。現在は泳ぐことができないものの、将来、目黒川が安全に泳げる川となることを目標として活動しています。
大崎駅周辺 まち運営協議会	2014 (平成 26)年	大崎駅周辺の管理運営（エリアマネジメント）を推進していくことを目的として設立されました。具体的には、「まち運営プラン」に基づく、大崎の新しい魅力づけや付加価値向上を図ることにより、「安全・安心なまちづくりや活力と調和のある地域発展に寄与する」ことを目指しています。

③ 大井地区

協議会名	設立年	概要
勝島・浜川・ 鮫洲地区 運河ルネサンス 協議会	2006 (平成 18)年	勝島・浜川・鮫洲地区では、町会、商店会、企業などの民間事業者、NPO などの団体が、運河の活用方法や運河を利用したイベント等の施設について話し合うなどを行っています。
NPO まちづくり大井	2008 (平成 20)年	大井地区では、企業、商店街、町会等の団体がそれぞれ個々に活動しており、新たな開発もまちの将来ビジョンとは関係なくそれぞれ個別の事情により進められています。地域の企業、大型商業施設、商店街、町会、学校などが、行政と連携しながら総合的なまちづくりを行うため、NPO まちづくり大井が設立されました。事業の一つとして、大井町駅周辺地区の緑化推進を進めています。
NPO しながわ 花海道	2002 (平成 14)年	立会川・鮫洲商店街が中心となり、地域活性化を目標として、勝島運河の防潮堤にお花畑づくりを始めた緑化プロジェクトです。現在は大井第一地区町会連合会が、NPO 法人としてしながわ花海道と周辺の公園の管理運営を本区の委託を受けて活動しています。
勝島運河 倶楽部	2005 (平成 17)年	勝島運河周辺をフィールドとして、水辺の自然や暮らしの知恵を生かした環境教育に関する事業を行うことにより、豊かな心を育み、将来世代の健全な育成ならびに地域コミュニティの発展、地域の振興に寄与することを目的としています。

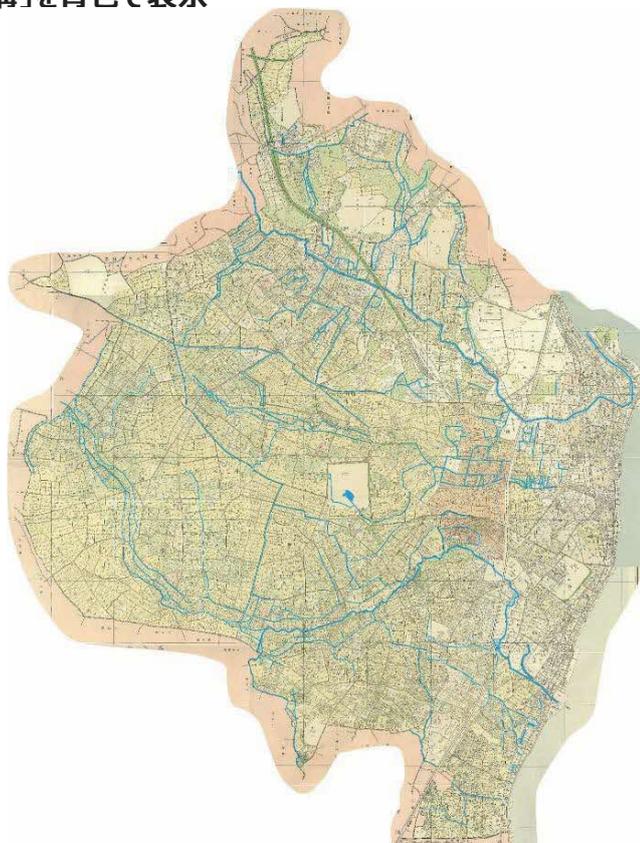
④ 八潮地区

協議会名	設立年	概要
NPO 八潮ハーモニー	2013 (平成 25)年	東京湾に作られた人口の島、八潮の特性を生かしたまちづくりに取り組み、水と緑と土に恵まれた自然環境を生かした文化の創造と提案、必要とされる各種の調査研究活動を行います。水辺のまちづくりとして、「キャンドルナイト事業」を行っています。

(5) 水路の変遷

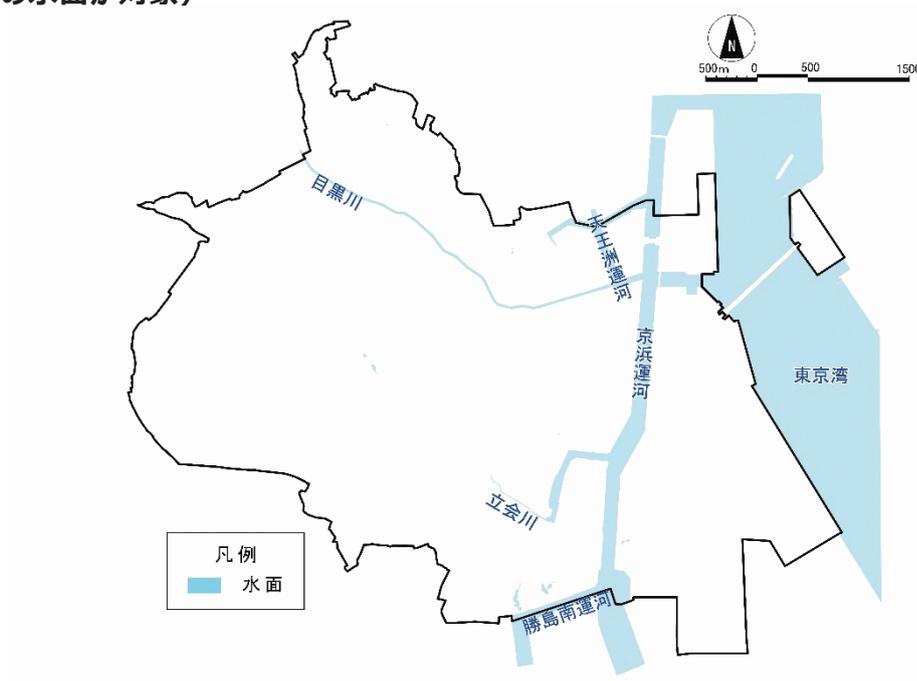
■ 明治 40 年代の水路

(参考：復刻東京市十五区・近傍 34 町村⑰荏原郡大井町・平塚村全図（人文社）、復刻東京市十五区・近傍 34 町村⑰荏原郡品川町・大崎町全図（人文社））※地図上の「河」および「溝」を青色で表示



■ 現在の様子

(参考：みどりの実態調査 2019（令和元）年
（1 m²以上の水面が対象）



「品川区みどりの実態調査」（令和元年）をもとに作成

(6) 地区別の公園整備状況

地区別の公園整備状況は以下に示すとおり、八潮地区に大規模な公園が集中しています。荏原地区は111箇所と公園箇所数は最も多く、防災広場の整備が最も進んでいます。

表 地区別の公園・児童遊園等総括表（参考：令和3年度しながわの公園（品川区））

公園区分	品川地区		大崎地区		大井地区		荏原地区		八潮地区	
	箇所	面積 (㎡)	箇所	面積 (㎡)	箇所	面積 (㎡)	箇所	面積 (㎡)	箇所	面積 (㎡)
公園	46	139,723.10	18	26,666.50	33	219,749.18	45	72,564.47	3	57,387.84
緑地	1	156.41	2	545.85	0	0.00	1	93.20	0	0.00
公園計	47	139,879.51	20	27,212.35	33	219,749.18	46	72,567.67	3	57,387.84
児童遊園	9	7,165.84	10	4,055.28	16	17,338.56	34	31,279.91	0	0.00
児童遊園計	9	7,165.84	10	4,055.28	16	17,338.56	34	31,279.91	0	0.00
防災広場	2	1,050.92	2	471.01	6	3,122.71	29	11,103.00	0	0.00
水辺広場	7	11,331.13	1	3,441.68	2	29,883.58	0	0.00	0	0.00
開放広場	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	552.57	0	0.00
特定児童遊園計	9	12,382.05	3	3,912.69	8	33,006.29	30	11,655.57	0	0.00
区立公園計	65	159,427.40	33	35,180.32	57	270,094.03	110	115,593.15	3	57,387.84
都立公園	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	63,805.95	1	154,542.41
都立海上公園	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	6	512,212.09
都立公園計	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	63,805.95	7	666,754.50
合計	65	159,427.40	33	35,180.32	57	270,094.03	111	179,399.10	10	724,142.34

(7) 街路樹の現況

2018(平成30)年3月現在、区道の街路樹(高木)は、サクラやハナミズキが多く植栽されていますが、その他、ケヤキ、クスノキ、イチョウ等の多彩な樹種が植栽されています。地区別の街路樹本数では、品川地区(大崎地区含む)が最も多く2,469本、次いで大井地区(八潮地区含む)1,442本、荏原地区574本となっています。

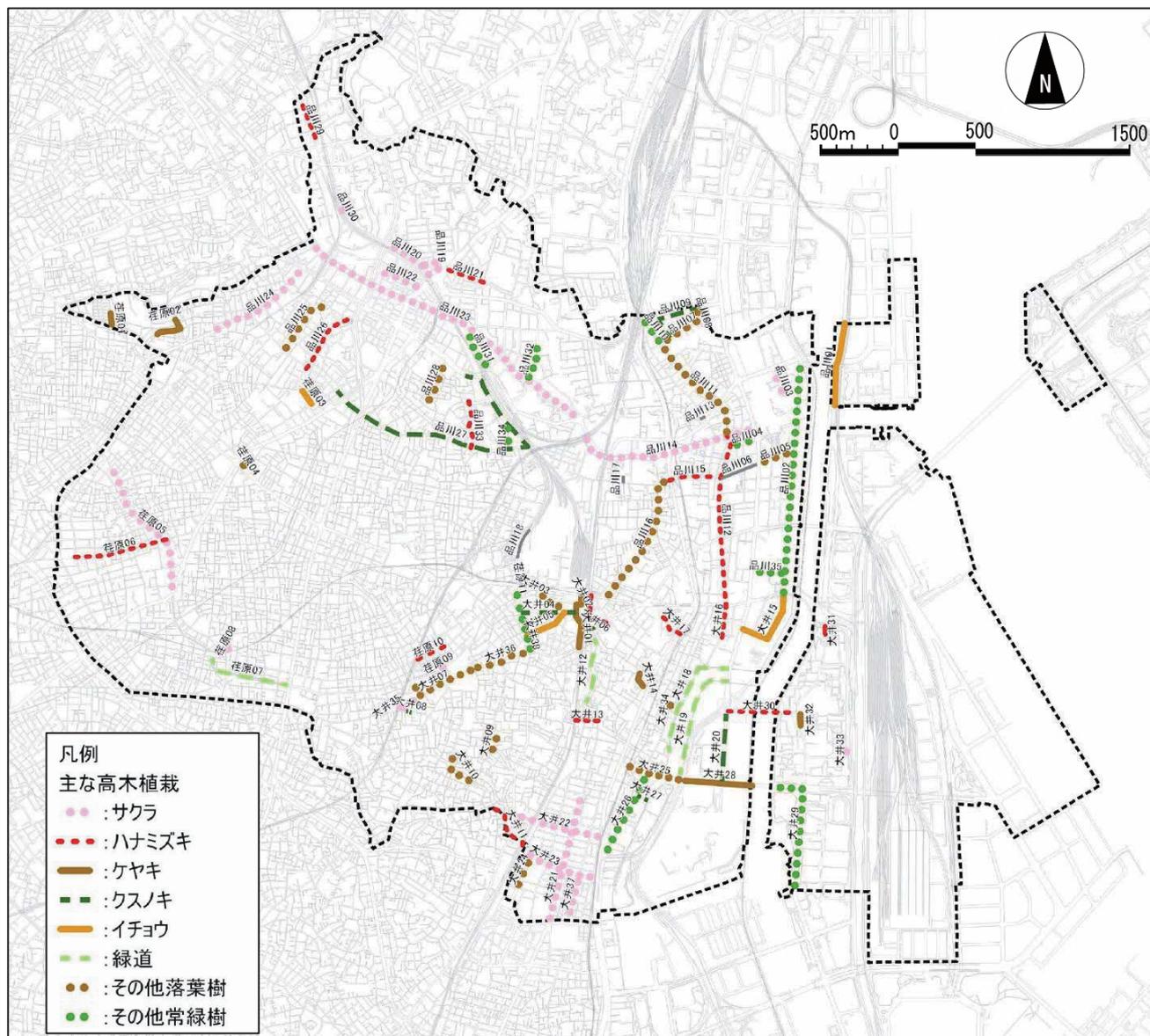


図 街路樹の植栽状況(区道) (2018(平成30)年3月現在)

2018(平成30)年現在、都道の街路樹(高木)は、ヤマモモ、プラタナス類、イチョウが多く植栽されていますが、その他トウカエデ、エンジュ、シダレヤナギ等の多様な樹種が植栽されています。

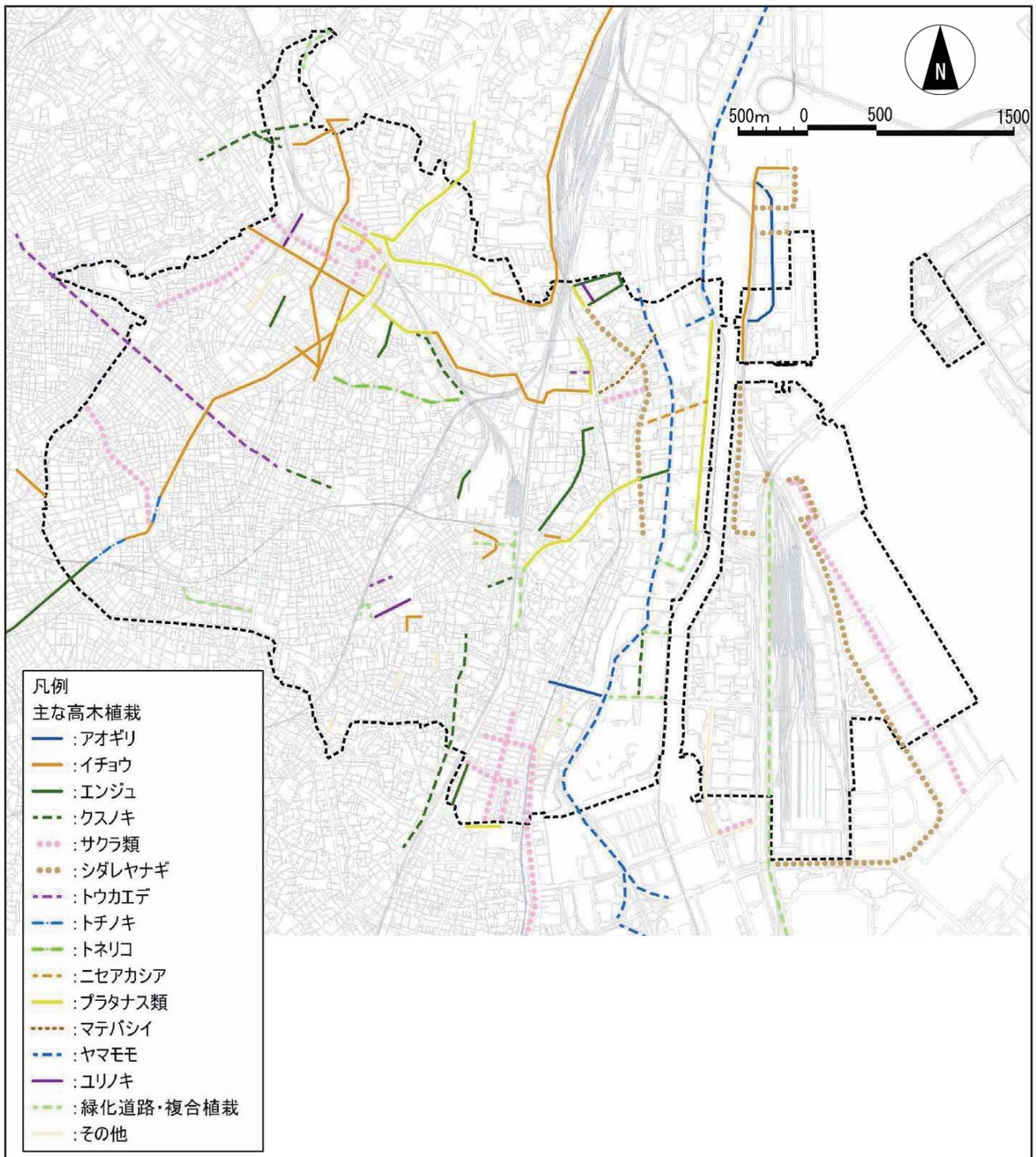


図 街路樹の植栽状況(都道) (出典:街路樹マップ TOKYO 道路のみどり 2018(東京都))

(8) 土地利用別の緑被分布状況

本区の土地利用状況は、公共施設面積が全体の約4割、民間施設面積が約6割です。緑被地面積では公共施設と民間施設が約5割ずつとなっています。

公共施設では、公園等の面積は区全体面積の6.0%(138.0ha)ですが、緑被地面積は緑被地全体の24.6%(85.1ha)です。道路は区全体面積の19.0%(433.3ha)と高くなっていますが、緑被地面積は緑被地全体の10.8%(37.5ha)です。

民間施設では、独立住宅は区全体面積の15.2%(347.6ha)、緑被地面積は緑被地全体の12.1%(42.0ha)、集合住宅は区全体面積の17.7%(404.3ha)、緑被地面積は緑被地全体の15.3%(52.8ha)を占めており、住宅用地には多くの緑被地があることが分かります。また、区全体面積の7.6%(174.5ha)を占める工業施設の緑被率は7.8%と最も低く、緑被地全体(345.9ha)の3.9%(13.7ha)しかありません。

表 土地利用別の緑被地状況(参考:みどりの実態調査 2019(令和元)年)

土地利用	面積 (ha)	樹木被覆地		草地		屋上緑地		緑被地			
		面積(ha)	比率(%)	面積(ha)	比率(%)	面積(ha)	比率(%)	面積(ha)	比率(%)		
公共施設	学校	77.8	11.9	15.3	1.9	2.5	1.6	2.1	15.5	19.9	
	供給処理施設	43.3	7.1	16.5	5.9	13.6	0.6	1.5	13.7	31.6	
	公園、 道路、 鉄道 等	公園等	138.0	70.1	50.8	15.0	10.9	0.0	0.0	85.1	61.7
		道路	433.3	33.9	7.8	3.5	0.8	0.1	0.0	37.5	8.7
		鉄道・港湾等	124.3	4.1	3.3	12.7	10.2	0.0	0.0	16.8	13.5
		水面	19.8	2.4	11.9	0.5	2.7	0.0	0.0	2.9	14.6
	計	715.3	110.4	15.4	31.8	4.4	0.1	0.0	142.4	19.9	
	その他公共施設	45.4	6.6	14.5	1.0	2.2	1.0	2.2	8.6	18.9	
計	881.8	136.1	15.4	40.6	4.6	3.3	0.4	180.1	20.4		
民間施設	社寺境内地	30.4	9.3	30.7	0.4	1.3	0.1	0.2	9.8	32.2	
	民間 施設	商業施設	268.1	20.5	7.6	7.4	2.8	3.6	1.3	31.5	11.7
		独立住宅	347.6	37.6	10.8	3.7	1.1	0.7	0.2	42.0	12.1
		集合住宅	404.3	41.6	10.3	6.8	1.7	4.4	1.1	52.8	13.1
		工業施設	174.5	8.8	5.0	3.5	2.0	1.4	0.8	13.7	7.8
		その他	177.3	9.9	5.6	6.1	3.4	0.1	0.1	16.1	9.1
	計	1,371.8	118.5	8.6	27.4	2.0	10.2	0.7	156.1	11.4	
計	1,402.2	127.8	9.1	27.8	2.0	10.2	0.7	165.8	11.8		
合計	2,284.0	263.9	11.6	68.4	3.0	13.6	0.6	345.9	15.1		

5 生物調査結果

(1) これまでの生物調査の実施状況と生物多様性指標種の選定

本区では、1989(平成元)年度、2002(平成14)年度、2011(平成23)年度に区内の公園や河川・運河を対象に生物調査を実施してきました。

これまでの調査から、本区の生物の生育・生息状況や、本区の生物多様性保全の課題が分かってきました。

本区の大部分は市街地等が占めており、まとまった自然環境は公園や河川・運河等の限られた場所に小規模に点在するのみとなっています。

そのため、本区の生物多様性の保全・向上を図るためには、量的なみどりの拡大を図るとともに、残された自然環境のみどりの質を向上させることが求められます。

これらの対応には、区民や事業者等の理解・協力が必要であり、また、どのような生物が生息・生育できる環境を目標とすべきなのかについても、区民や事業者等との共有が必要となります。

このような状況をふまえ、これまでの生物調査結果から、本区の生物多様性を保全するために目標とすべき指標生物の選定を行いました。

今回計画の改定に伴い、2020(令和2)年度に生物調査を実施しました。

(2) 生物多様性指標種の選定

1989(平成元)年度から2011(平成23)年度にかけて実施した生物調査の結果をふまえ、本区における生物多様性指標種の選定を行いました。

表 生物多様性指標種の選定

区分	生物多様性指標種の選定の考え方
生態系上位種	生態系の食物連鎖における上位種を選定。 生態系上位種が生息するためには、エサとなる生物が一定量以上必要となるため、生態系上位性は、生態系の豊かさを指標する種。
シンボル種	本区において、身近で親しみやすく、区民生活と関わりの深い種を選定。
連続性指標種	区内に点在する自然環境の連続性を指標する種。 生態系ネットワークの基盤となる樹木、街路樹を利用して移動する種や移動能力の弱い種等を選定。
都市の良好な環境の指標種	区内に残存する良好な自然環境を指標する種。 区内に残されて自然環境に生息する種を選定。
良好な河川環境の指標種	区内に残存する良好な河川（淡水）環境を指標する種。 良好な河川環境に生息する種を選定。
良好な干潟環境の指標種	区内に残存する良好な干潟環境（汽水・海水）を指標する種。 良好な干潟環境に生息する種を選定。

表 本区における生物多様性指標種

区分	環境	分類	種名	選定理由
生態系上位種	陸域	鳥類	チョウゲンボウ等 猛禽類	都市部のビルや橋などの構造物でも繁殖を行う、都市部にも生息する猛禽類。鳥類の生態系の上位種として選定。
		両生類	アズマヒキガエル	草地や樹林環境の両生類の生態系の上位種として選定。
		爬虫類	シマヘビ、アオダイショウ	草地や水辺環境等の爬虫類の生態系の上位種として選定。
		昆虫類	カマキリ類	草地や樹林環境の昆虫類の生態系の上位種として選定。
	水域	鳥類	サギ類、カワウ	河川・運河、池等の水辺環境の生態系の上位種として選定。
		魚類	スズキ	汽水域の河川・運河等の水辺環境の生態系の上位種として選定
シンボル種	陸域	植物	シイノキ、カエデ サツキ	シイノキ、カエデは区の木、サツキは区の花に指定されており、区を代表する樹木として選定。
			クロマツ	江戸時代から海岸線に植樹されており、沿岸部を代表する樹木として選定。
		鳥類	スズメ	住宅地等に生息する種。
			ツバメ	市街地等の環境を代表する鳥類として選定。
			ウグイス	藪や植生の多い公園等に生息する種。 多様な樹林・草地環境を有する公園を代表する種として選定。
		爬虫類	ニホンカナヘビ	住宅地等の市街地や公園に生息する種。
			ニホンヤモリ	住宅地等の市街地や公園環境を代表する爬虫類として選定。
		昆虫類	カブトムシ	樹木の多い公園等に生息する種。子どもの虫取り対象として人気のある種。 樹林環境を代表する昆虫類として選定。
			トンボ類	幼虫時代を水辺環境で過ごす種。 水辺環境を代表する昆虫類として選定。
	ジャコウアゲハ		重要な種のウマノスズクサを食草としており、区内の貴重な昆虫として選定。しながわ花海道で保護活動が行われている。	
	水域	植物	ヨシ	河口域を代表する植物として選定。
		鳥類	カルガモ	ビル街の水辺でも営巣し、年間を通して観察できる身近なカモ類。 水辺環境の指標種として選定。
			カワセミ	河川・運河、池等の水辺環境に生息する種。羽が美しく、水辺の鳥として親しまれている。 水辺環境の指標種として選定。
			ユリカモメ	区の鳥に指定されており、河川・運河の身近な鳥類として選定。
		魚類	メダカ	河川・運河、池等の水辺環境に生息する種。 水辺環境の指標種として選定。
			スズキ	汽水域に生息する種。汽水域の指標種として選定。
貝類		アサリ	干潟環境等に生息する種。 干潟環境の指標種として選定。	
連続性指標種	陸域	植物	ケヤキ、ハナミズキ マテバシイ	排気ガスにも強く、街路樹として利用され、鳥類等の移動経路となるため、連続性の基盤となる種として選定。
		鳥類	オナガ	留鳥であり、比較的大きな樹林に生息し、エサを求めて街路樹を移動する種であることから選定。
			シジュウカラ ウグイス	留鳥であり、小さな公園の樹木でも生息し、街路樹等を伝って、まとまりのある樹林を移動する種であることから選定。
		両生類	アズマヒキガエル	樹林地や草地に生息し、産卵期に水辺に移動する生活史を持ち、水辺と周辺の樹林地等を移動する種であることから選定。
		爬虫類	ニホントカゲ	カナヘビと異なり、垂直の塀を登れないため、移動能力が低い種であることから選定。

表 本区における生物多様性指標種

区分	環境	分類	種名	選定理由
都市の良好な環境の指標種	陸域	植物	ハナミズキ、サクラ、ヤマモモ、ウマノスズクサ、ミカン科低木、サンショウ、クヌギ	鳥類や昆虫類のエサとして利用される種。都市域における生物の生息基盤となる指標種として選定。
		鳥類	オナガ	留鳥であり、比較的大きな樹林に生息する種。樹林環境の指標種として選定。
			コゲラ	留鳥であり、落葉広葉樹に生息する種。樹林環境の指標種として選定。
			モズ	林縁から開けた農耕地に生息する種。農耕地等の開けた環境の指標種として選定。
		両生類	アズマヒキガエル	産卵時期に樹林地等から水辺へ移動し産卵する種。水辺と樹林の両方を有する環境の指標として選定。
		昆虫類	トンボ類	水辺環境で幼虫時代を過ごす種。身近な水辺環境の指標種として選定。
			ナミアゲハ、キアゲハ、クロアゲハ	住宅地の庭木等で繁殖する種。住宅街のみどりの指標種として選定。
良好な河川環境の指標種	水域	鳥類	サギ類、カワウ	河川・運河、池等の水辺環境に生息する種。水辺環境の指標種として選定。
		魚類	メダカ	
			マルタウグイ	汽水域に生息し、産卵のために河川を遡上する種。河川と汽水域の指標種として選定。
良好な干潟環境の指標種	水域	鳥類	シギ類	干潟環境等に生息する種。干潟環境の指標種として選定。
		魚類	ハゼ類	
		環形動物	ゴカイ類	
		貝類	アサリ	
		カニ類	ケフサイソガニ タカノケフサイソガニ	

(3) 調査結果（公園）

地点名：東品川海上公園		
環境の概要		
<p>・天王洲運河と目黒川河口部に面する公園。東品川ポンプ所の屋上に草花等が植えられた屋上庭園がある。 ・ソメイヨシノ等の樹木が植栽されているが、単層の樹林構造となっており、生物の生息・生育環境は少ない。</p>		
		
公園の樹林環境	屋上庭園	屋上庭園の池
指標種区分	確認された生物多様性指標種	
生態系上位種	4種	・カワウ、トビ、アズマヒキガエル、ハラビロカマキリ
シンボル種	10種	・カワセミ、スズメ、ニホンヤモリ、アジイトトンボ、シオカラトンボ、ウスバキトンボ、クロマツ、スダジイ、マテバシイ、イロハモミジ
連続性指標種	5種	・シジュウカラ、アズマヒキガエル、ケヤキ、ハナミズキ、マテバシイ
都市の良好な環境の指標種	11種	・アズマヒキガエル、アジイトトンボ、シオカラトンボ、ウスバキトンボ、ナミアゲハ、ヤマザクラ、シダレザクラ、ソメイヨシノ、クヌギ、ヤマモモ、ハナミズキ
良好な河川環境の指標種	1種	・カワウ
<p>・植樹された樹林環境は、スズメやシジュウカラ等の鳥類やニホンヤモリ、ハラビロカマキリ等の利用が確認された。 ・屋上庭園の池では、アズマヒキガエルの産卵やシオカラトンボ等のトンボ類の利用が確認された。</p>		

地点名：大崎ウイズシティ・ソニーシティ大崎		
環境の概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・大崎駅前の再開発地区に整備された緑化地区。 ・様々な種類の樹木や草花が植栽されており、階層構造で生い茂った樹林環境となっており、生物の生息・生育環境は比較的多い。 		
		
樹林環境	メダカ飼育用の池	
指標種区分	確認された生物多様性指標種	
生態系上位種	1種	・チョウゲンボウ
シンボル種	6種	・ウグイス、スズメ、オオシオカラトンボ、スダジイ、マテバシイ、イロハモミジ
連続性指標種	5種	・シジュウカラ、（ヤマガラ）、ウグイス、ケヤキ、マテバシイ、ハナミズキ
都市の良好な環境の指標種	8種	・オオシオカラトンボ、ヤマザクラ、カワヅザクラ、サトザクラ、オオシマザクラ、ソメイヨシノ、クヌギ、ハナミズキ
<ul style="list-style-type: none"> ・周辺が都市化されているため、生息する動物の指標種は少ないが、連続性指標種であるシジュウカラや季節によって樹林と平地を移動するヤマガラが確認されている。 ・特に樹林性鳥類が、区内の自然環境をつなぐ小さなみどりの拠点として利用していると考えられる。 		

地点名：しながわ区民公園		
環境の概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・勝島運河、勝島南運河に面する公園。まとまった樹林環境や勝島の海等の水辺環境がある。 ・公園北側は、公園の外周部に常緑広葉樹の樹林環境があり、中央部にはグラウンドやプールが整備されている。 ・公園南側は、樹林環境にくわえ、運河とつながる勝島の海と、勝島の海の横を流れる小水路等の水辺環境が整備されている。 ・勝島の海には、小規模のヨシ原がみられ、砂浜環境も整備されている。 		
		
樹林環境	勝島の海	勝島の海の砂浜
		
勝島の海の横を流れる小水路	公園内のプール	
指標種区分	確認された生物多様性指標種	
生態系上位種	9種	・カワウ、ヨシゴイ、ゴイサギ、アオサギ、ダイサギ、コサギ、アズマヒキガエル、ハラビロカマキリ、オオカマキリ
シンボル種	21種	・カルガモ、カワセミ、ツバメ、ウグイス、スズメ、ニホンヤモリ、ニホンカナヘビ、アオモンイトトンボ、ムスジイトトンボ、ギンヤンマ、ショウジョウトンボ、シオカラトンボ、チョウトンボ、アキアカネ、ミナミメダカ、クロマツ、ヨシ、スダジイ、マテバシイ、イロハモミジ、サツキ
連続性指標種	8種	・オナガ、シジュウカラ、ウグイス、アズマヒキガエル、ニホントカゲ、ケヤキ、マテバシイ、ハナミズキ
都市の良好な環境の指標種	15種	・コゲラ、オナガ、アズマヒキガエル、アオモンイトトンボ、ムスジイトトンボ、ギンヤンマ、ショウジョウトンボ、シオカラトンボ、チョウトンボ、アキアカネ、ナミアゲハ、ソメイヨシノ、クヌギ、ヤマモモ、ハナミズキ
良好な河川環境の指標種	7種	・カワウ、ヨシゴイ、ゴイサギ、アオサギ、ダイサギ、コサギ、ミナミメダカ
良好な干潟環境の指標種	6種	・タカブシギ、イソシギ、マハゼ、アベハゼ、チチブ、ビリンゴ
<ul style="list-style-type: none"> ・樹林環境は、オナガやシジュウカラ等の樹林性の鳥類が多く利用し、草地環境や園路周辺では、ニホンカナヘビやニホントカゲが利用していた。 ・勝島の海は、多くの水辺の生き物に利用されており、サギ類やカワウ、シギ類等が採餌環境として利用し、冬季には、カモ類の越冬場所としても利用されている。 ・勝島の海等の水辺周辺は、トンボ類も多く利用していた。 ・海水が混じる勝島の海には、良好な干潟環境の指標種であるマハゼ等が生息していた。 ・公園のプールは、アズマヒキガエルが産卵場所として利用していた。 ・多様な環境を有し、大井ふ頭中央海浜公園とともに、区内沿岸部の重要な水とみどりの拠点となっている。 		

地点名：大井ふ頭中央海浜公園（なぎさの森）		
環境の概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・京浜運河に面した公園。 ・階層構造を有するまとまった樹林環境、広い干潟環境及び周辺のヨシ原、樹林内の大きな池、まとまった乾性草地等の多様な自然環境を有する自然豊かな公園。 ・干潟環境と樹林内の大きな池は、保全地区に指定されている。 		
		
樹林環境	干潟保全地区（干潮時）	干潟保全地区（満潮時）
		
淡水保全地区（池）	乾性草地	公園内の石垣
指標種区分	確認された生物多様性指標種	
生態系上位種	13種	・カワウ、ササゴイ、アオサギ、ダイサギ、チュウサギ、コサギ、トビ、ハイタカ、オオタカ、ハヤブサ、アズマヒキガエル、ハラビロカマキリ、チョウセンカマキリ
シンボル種	19種	・カルガモ、カワセミ、スズメ、ニホンヤモリ、ニホンカナヘビ、アジイトトンボ、ギンヤンマ、シオカラトンボ、オオシオカラトンボ、ウスバキトンボ、アキアカネ、リスアカネ、アサリ、クロマツ、ヨシ、スタジイ、マテバシイ、イロハモミジ、サツキ
連続性指標種	4種	・シジウカラ、アズマヒキガエル、ケヤキ、マテバシイ
都市の良好な環境の指標種	14種	・コゲラ、モズ、アズマヒキガエル、アジイトトンボ、ギンヤンマ、シオカラトンボ、オオシオカラトンボ、ウスバキトンボ、アキアカネ、リスアカネ、クロアゲハ、サトザクラ、ソメイヨシノ、ヤマモモ
良好な河川環境の指標種	6種	・カワウ、ササゴイ、アオサギ、ダイサギ、チュウサギ、コサギ
良好な干潟環境の指標種	17種	・キアシシギ、イソシギ、ミズハゼ、マハゼ、アベハゼ、アカオビシマハゼ、チチブ、ヒナハゼ、ウロハゼ、ツマグロスジハゼ、ニクハゼ、ビリンゴ、アサリ、オイワケゴカイ、アシナガゴカイ、ケフサイソガニ、タカノケフサイソガニ
<ul style="list-style-type: none"> ・オオタカ等の猛禽類<small>もうきんるい</small>が生息できるまとまった樹林環境や豊かな生物多様性を有している。 ・生態系上位種が13種確認されており、生物多様性の豊かさをあらわしている。 ・開けた環境に生息するモズも唯一生息が確認された。 ・干潟環境では、シギ類、多様なハゼ類やゴカイ類等の干潟の生き物が多く確認された。 ・アズマヒキガエルは、公園内の石垣や樹林内の池を産卵環境としている。 ・多様な環境を有し、しながわ区民公園とともに、区内沿岸部の重要な水とみどりの拠点となっている。 		

地点名：林試の森公園		
環境の概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・区内の内陸に位置するまとまった樹林地を有する公園。 ・様々な樹種の樹木が植栽されており、巨木の樹林地や池、小水路等の自然環境が豊かな公園。 ・樹林環境は、階層構造で生い茂った樹林環境となっており、生物の生息・生育環境は比較的多い。 		
		
樹林環境		公園の池
		
池下流の小水路	公園内の石垣	
指標種区分	確認された生物多様性指標種	
生態系上位種	4 種	・コサギ、アズマヒキガエル、オオカマキリ、ハラビロカマキリ
シンボル種	15 種	・カルガモ、カワセミ、ウグイス、スズメ、ニホンヤモリ、ニホンカナヘビ、オニヤンマ、シオカラトンボ、オオシオカラトンボ、ナツアカネ、リスアカネ、ジャコウアゲハ、カブトムシ、スダジイ、イロハモミジ
連続性指標種	6 種	・シジュウカラ、ウグイス、アズマヒキガエル、ニホントカゲ、ケヤキ、ハナミズキ
都市の良好な環境の指標種	18 種	・コゲラ、アズマヒキガエル、オニヤンマ、シオカラトンボ、オオシオカラトンボ、ナツアカネ、リスアカネ、クロアゲハ、ナミアゲハ、エドヒガン、ヤマザクラ、サトザクラ、オオシマザクラ、ソメイヨシノ、イヌザクラ、クヌギ、ヤマモモ、ハナミズキ
良好な河川環境の指標種	1 種	・コサギ
<ul style="list-style-type: none"> ・樹林環境は、コゲラやシジュウカラ等の樹林性の鳥類が多く利用し、樹林環境に生育するシンボル種のカブトムシの生息も確認された。 ・公園の池は、コサギやカワセミ、カルガモ等の水辺の鳥類や多くのトンボ類が利用している。一方で、カダヤシやミシシippアカミミガメ等の外来種も生息している。 ・公園内の石垣は、アズマヒキガエルやニホントカゲが生息場所としており、アズマヒキガエルは公園内の池を産卵環境としている。 ・区内内陸部の重要な水とみどりの拠点となっている。 		

(4) 調査結果（河川・運河）

地点名：目黒川		
環境の概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・目黒川は、両岸ともに直立護岸の単調な環境であり、生物の生息・生育環境は少ない。 ・川沿いには桜並木が整備されている。 		
		
目黒川的环境		
指標種区分	確認された生物多様性指標種	
生態系上位種	2種	・カワウ、スズキ
シンボル種	4種	・スズメ、ギンヤンマ、シオカラトンボ、スズキ
連続性指標種	1種	・シジュウカラ
都市の良好な環境の指標種	3種	・ギンヤンマ、シオカラトンボ、ソメイヨシノ
良好な河川環境の指標種	1種	・カワウ
<ul style="list-style-type: none"> ・生態系上位種のカワウは、上空の飛翔が確認されたのみで、目黒川の利用は確認されなかった。 ・連続性指標種であるシジュウカラや、シンボル種等のトンボ類は、目黒川や桜並木等を利用して、川沿いを移動しているものと考えられる。 ・目黒川は、単調な環境であるが、区内の自然環境をつなぐ回廊として利用されていると考えられる。 		

地点名：立会川		
環境の概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・両岸ともに直立護岸の単調な環境であり、生物の生息・生育環境は少なく、上流は暗渠になっている。 ・周辺には住宅地が近接しているため、周辺も自然環境に乏しい。 		
		
立会川的环境		
指標種区分	確認された生物多様性指標種	
生態系上位種	1種	・アオサギ
シンボル種	5種	・カルガモ、ツバメ、スズメ、ギンヤンマ、ミナミメダカ
都市の良好な環境の指標種	3種	・ギンヤンマ、ナミアゲハ、ソメイヨシノ
良好な河川環境の指標種	3種	・アオサギ、マルタウグイ、ミナミメダカ
<ul style="list-style-type: none"> ・生物の生息・生育環境に乏しいため、現地調査で確認された指標種は少なかった。 ・シンボル種のスズメやツバメ、都市の良好な環境の指標種のナミアゲハ等、市街地等の都市環境に生息する指標種が確認された。 ・河川を遡上して産卵するマルタウグイが確認されたが、上流部は暗渠になっているため、立会川にマルタウグイの産卵環境はないと考えられる。 		

地点名：天王洲運河		
環境の概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・天王洲運河は、両岸ともに直立護岸の単調な環境であり、生物の生息・生育環境は少なく、良好な干潟環境もみられない。 ・調査地点とした、東品川海上公園の天王洲運河に面する場所には、石積みの護岸とヨシの生育する浮島が整備されている。 		
		
天王洲運河の環境	天王洲運河の石積みの護岸	
指標種区分	確認された生物多様性指標種	
生態系上位種	4種	・カワウ、アオサギ、トビ、スズキ
シンボル種	6種	・カルガモ、ユリカモメ、カワセミ、スズメ、スズキ、ヨシ
良好な河川環境の指標種	2種	・カワウ、アオサギ
良好な干潟環境の指標種	7種	・イソシギ、マハゼ、チチブ、ヒナハゼ、ヤマトカワゴカイ、アシナガゴカイ、タカノケフサイソガニ
<ul style="list-style-type: none"> ・石積み護岸周辺は、魚類や水生生物の生息場所となっており、良好な干潟環境の指標種であるマハゼ等のハゼ類やゴカイ類が確認された。 ・水辺の鳥類の利用も多く、アオサギ、カワウ、ユリカモメ、カルガモ等のカモ類、イソシギ等の利用が確認された。 		

地点名：京浜運河		
環境の概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・京浜運河は、両岸ともに直立護岸の単調な環境であり、生物の生息・生育環境は少ないが、良好な干潟環境が、大井ふ頭中央海浜公園の干潟保全地区に指定されている。 ・調査地点としたしおじ磯は、石積みの護岸が整備され、ハゼ釣り場として利用されている。 		
		
京浜運河の環境	しおじ磯	
指標種区分	確認された生物多様性指標種	
生態系上位種	5種	・カワウ、アオサギ、ダイサギ、トビ、スズキ
シンボル種	4種	・カルガモ、スズキ、アサリ、クロマツ
都市の良好な環境の指標種	2種	・サトザクラ、ソメイヨシノ
良好な河川環境の指標種	3種	・カワウ、アオサギ、ダイサギ
良好な干潟環境の指標種	9種	・イソシギ、マハゼ、チチブ、ビリンゴ、アサリ、オイワケゴカイ、アシナガゴカイ、ケフサイソガニ、タカノケフサイソガニ
<ul style="list-style-type: none"> ・緩斜面の護岸周辺は、魚類や水生生物の生息場所となっており、良好な干潟環境の指標種であるマハゼ等のハゼ類やゴカイ類が確認された。 ・水辺の鳥類の利用も多く、アオサギ、カワウ、ユリカモメ、カルガモ等のカモ類、イソシギ等の利用が確認された。 		

地点名：勝島運河		
環境の概要		
<ul style="list-style-type: none"> ・勝島運河は、緩斜面の護岸が整備されており、潮が引くと狭い面積だが干潟状の環境が干出する。 ・運河沿いのしながわ花海道は、草花による緑化が行われており、ジャコウアゲハの保護活動も行われている。 		
		
勝島運河の環境		
指標種区分	確認された生物多様性指標種	
生態系上位種	3種	・カワウ、アオサギ、スズキ
シンボル種	9種	・ユリカモメ、スズメ、アジイトトンボ、ギンヤンマ、シオカラトンボ、ウスバキトンボ、ジャコウアゲハ、スズキ、マテバシイ
連続性指標種	1種	・マテバシイ
都市の良好な環境の指標種	8種	・アジイトトンボ、ギンヤンマ、シオカラトンボ、ウスバキトンボ、キアゲハ、ナミアゲハ、ウマノスズクサ、ソメイヨシノ
良好な河川環境の指標種	3種	・カワウ、アオサギ、マルタウガイ
良好な干潟環境の指標種	10種	・イソシギ、マハゼ、アベハゼ、アカオビシマハゼ、チチブ、ビリンゴ、ヤマトカワゴカイ、オイワケゴカイ、アシナガゴカイ、タカノケフサイソガニ
<ul style="list-style-type: none"> ・緩斜面の護岸周辺は、魚類や水生生物の生息場所となっており、良好な干潟環境の指標種であるマハゼ等のハゼ類やゴカイ類が確認された。 ・水辺の鳥類の利用も多く、多くのユリカモメやカモ類の利用が確認された。 ・運河沿いのしながわ花海道の緑化により、ジャコウアゲハ等のアゲハ類の利用も確認された。 		

6 湧水調査結果

湧水 No.	1	湧水名	氷川神社
所在地	品川区西五反田 5-6	緯度経度	35度37分27秒983 139度42分55秒507
湧水の概況	崖下の岩の隙間から湧水が確認された。 豊水期は岩の隙間から流れ出る豊富な湧水が確認できたが、渇水期には岩から滴る程度のわずかな湧水量となっている。 聞き取りによると、氷川神社の湧水は、降雨があると増え、降雨がないと枯れる傾向があり、降水量と密接に関係した湧水となっている。		

水質等調査結果

項目	調査日	天気	水温	pH	電気伝導度	COD	透視度	臭気	湧水量
豊水期	2020.7.21	曇	19.1℃	7.04	28mS/m	0	30cm以上	なし	0.87L/s
渇水期	2021.2.17	晴	12.4℃	7.05	28mS/m	1	30cm以上	なし	0.01L/s

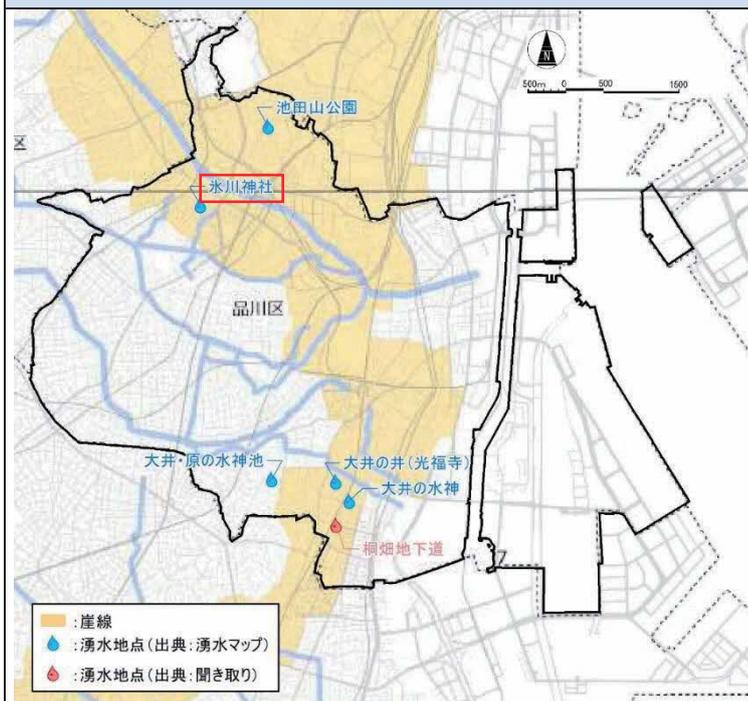
豊水期の湧水状況



渇水期の湧水状況



湧水位置図



湧水箇所の遠景

湧水 No.	2	湧水名	大井の井（光福寺）
所在地	品川区大井 6-9-17	緯度経度	35度35分51秒500 139度43分53秒079
湧水の概況	光福寺の大井の井（井戸）の底から、わずかに湧水が確認できた。 豊水期は井戸の底からの湧水が確認できたが、渇水期には明確な湧水は確認できなかった。 湧水が井戸の底から湧いているため、湧水量の測定は行っていない。		

水質等調査結果

項目	調査日	天気	水温	pH	電気伝導度	COD	透視度	臭気	湧水量
豊水期	2020.7.21	曇	22.0℃	8.42	26mS/m	1	30cm以上	なし	—
渇水期	2021.2.17	晴	10.0℃	7.28	25mS/m	2	30cm以上	なし	—

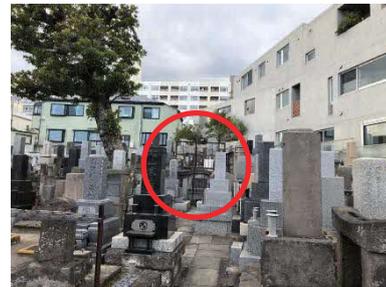
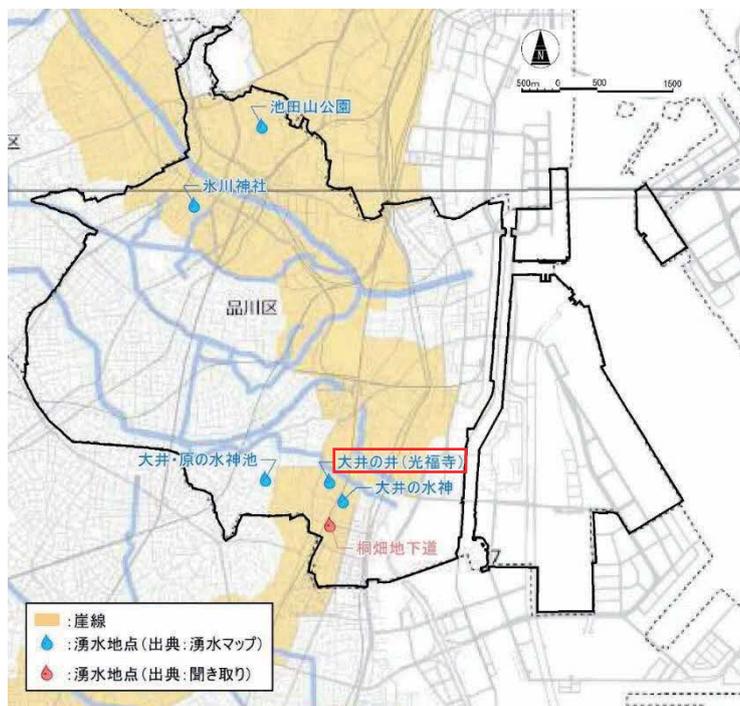
豊水期の湧水状況



渇水期の湧水状況



湧水位置図



湧水箇所の遠景



湧水箇所の近景

湧水 No.	3	湧水名	桐畑地下道
所在地	品川区南大井 5-26	緯度経度	35度35分36秒349 139度43分53秒302
湧水の概況	JR 線の擁壁下部及び水底から湧水が確認できた。 豊水期は JR 線の擁壁下部及び水底から湧水が確認できたが、渇水期には明確な湧水は確認できなかった。 湧水が水底から湧いているため、湧水量の測定は行っていない。		

水質等調査結果

項目	調査日	天気	水温	pH	電気伝導度	COD	透視度	臭気	湧水量
豊水期	2020.7.21	曇	20.2℃	7.38	40mS/m	4	30cm 以上	なし	—
渇水期	2021.2.17	晴	13.5℃	6.48	37mS/m	2	30cm 以上	なし	—

豊水期の湧水状況	渇水期の湧水状況
----------	----------



湧水位置図



用語集

	用語	解説
あ 行	インクルーシブ	「包み込むような、包摂的な」という意味。英語で「除外（Exclude）」の対義語である「Include（含める）」が語源で、誰も排除しない社会を目指す考え方。
	ウォークブル	「歩ける、歩きやすい」という意味。国土交通省では、「居心地が良く歩きたくなる」空間づくりを促進し、魅力的なまちづくりを推進している。
	運河ルネサンス 推進地区	東京の水辺の魅力向上や観光振興に資するため、運河などの水域利用とその周辺におけるまちづくりが一体となり、地域のにぎわいや魅力を創出することを目的とした地域住民が主体となった取り組みのこと。 地域の町会、商店会、企業などの民間事業者、NPO などの団体が集まり、運河の活用方法、運河を利用したイベント、運河上に設置したい観光栈橋や水上レストラン等の施設について話し合う地域協議会を設立し進めている。 東京都は、その取り組みを推進するために、「運河ルネサンス推進地区」を指定し、規制の緩和などの支援を行っている。
	オープンスペース	河川や緑地・都市公園など、一般の人々の出入が自由で開放された空間。
	温室効果ガス	地球を暖める温室効果の性質を持つ気体のこと。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄の6種類の気体を温室効果ガスとしている。
	温室効果ガスの 吸収源	二酸化炭素などの温室効果ガスを吸収する大気、森林、海洋のこと。
か 行	海上輸送基地	他道府県等からの緊急物資等の受入れなど、海上輸送の拠点として東京都地域防災計画において指定されている拠点。
	崖線	河川や海の浸食作用でできた崖地の連なりのこと。
	河床整正	流下能力を向上させるため、河床の凹凸を整えること。
	河川敷地占用 許可準則	河川敷地の占用の許可に係る基準などを定めたもの。河川が公共用物であることにかんがみ、治水、利水及び環境に係る本来の機能が総合的かつ十分に維持され、良好な環境の保全と適正な利用が図られるよう、河川敷地の占用の許可に係る基準等を定め、地域の意向を踏まえつつ適正な河川管理を推進することを目的としている。
	グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取り組み。
	嫌気化	水中に酸素がなく、硫化物などの悪臭物質が発生する状態のこと。また、嫌気化が強まると発生するメタン（CH ₄ ）などのガスを嫌気性ガスという。
耕地整理事業	耕地整理法（1949（昭和 24）年廃止）に基づくもので、農地の生産力向上のために、土地の交換分合・地目変換・区画形質の変更・道路やかんがい排水の整備等を行う事業のこと。	

	用語	解説
	高濃度酸素溶解水	通常の空気中に置かれた水に含まれている時よりも多い量の酸素を溶かし込んだ水のこと。
	合流式下水道	家庭や事業所等で発生する「汚水」と、空から降ってくる「雨水」を合わせて一つの管で流す方式。
	合流式下水道の部分分流化	合流区域において、下水道管を新設し、雨水と汚水を別々の管で流す分流方式に改良すること。
さ 行	再生水導水	下水を通常よりも高度処理した再生水を導水し、臭気の原因となる底層水の水面への露出を抑制すること。
	サードプレイス	米国の社会学者 Ray Oldenburg によって定義された都市の場の概念。自宅(ファーストプレイス)でも職場・学校(セカンドプレイス)でもない、自分にとって心地の良い時間を過ごせる第三の居場所のこと。
	市街地再開発事業	都市施設の整備が市街地の骨格を線的、点的に整備することを目的としているのに対し、市街地再開発事業は、一定のエリアを区切って、そのエリア内で公共施設の整備と宅地の開発を総合的な計画に基づいて一体的に行うもの。
	品川区みどりの条例	区内におけるみどりの保護および育成に関し、区、区民および事業者が一体となってみどり豊かなまちづくりを図り、区民のうらおいとやすらぎのある快適な生活環境の確保に寄与することを目的とし、「保存樹木等の指定」や「みどりの協定」など、必要な事項を定めたもの。
	しながわ百景	区制 40 周年および区民憲章制定 5 周年にあたる 1987 (昭和 62) 年に「生活」「歴史」「風土」などを伝える風景を区民の皆さんから推薦していただき、投票で選定されたもの。区制 70 周年を機に、新しく生まれた風景を加えて「しながわ百景」をリニューアルしている。
	浚渫	河川や湖沼・港湾などの水底に堆積した土砂やヘドロなどをさらい、もともとの深さを回復する工事のこと。
	ストック効果	整備された社会資本が機能することで、整備直後から継続的かつ中長期にわたって得られる効果のこと。
	生産緑地法	市街化区域内の農地で、良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地として適している 500 m ² 以上 (市区町村が条例を定めれば、面積要件を 300 m ² まで引き下げることが可能) の農地を都市計画に定め、建築行為等を許可制により規制し、都市農地の計画的な保全を図る制度。
	生物多様性	生き物たちの豊かな個性とつながりのことを指す。生物多様性条約では、「すべての生き物の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」と定義されている。
	生物多様性指標種	生物多様性を保全するために、目標とする生物のことを指す。
接道部緑化	敷地のうち、道路 (公道、私道の別を問わず通常一般の通行の用に供される道、通路等) に接する部分に樹木等により緑化すること。	

	用語	解説
た 行	大名の下屋敷	くにもとからの物資の荷揚げ、保管、他の藩邸への食糧・建築資材などを供給するため、主に水辺につくられた庭園や別荘のこと。
	地球温暖化	人間活動の拡大により、大気中の二酸化炭素・メタンなどの温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。海面の上昇や異常気象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行など、様々な影響が懸念される。
	地区計画	地区の課題や特徴を踏まえ、地域住民と区市町村とが連携しながら、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置付けてまちづくりを進めていく手法のこと。
	底質改善材	炭等を用いた、水質・底質を改善する浄化剤のこと。富栄養化の抑制、硫化水素の発生抑制、ヘドロの分解等、様々な効果がある。
	独立住宅	他の住戸とは独立して建てられた形式の一戸建住宅のこと。
	都市公園法	都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的として、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めた法律。
	都市緑地法	都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定された法律。
	土地区画整理事業	市街地開発事業の一つ。土地区画整理法に基づき、都市計画地域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行われる土地の区画や形質の変更、公共施設の整備に関する事業のこと。
は 行	ヒートアイランド現象	都市部の舗装化や冷暖房などの人工排熱の影響により、都市の気温が周辺部に比べて異常に高温になる現象のこと。熱帯夜の増加や集中豪雨などの悪影響をもたらす。気温分布を描いた時、等温線が都市部に向かって閉じ、島のような形になるため「ヒートアイランド（熱の島）」と呼ばれるようになった。
	不燃化推進特定整備地区	東京都は、首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、東京の最大の弱点である木密地域の改善を一段と加速するため、「木密地域不燃化10年プロジェクト」に取り組んでいる。そのなかで、防災都市づくり推進計画に定める整備地域（約7,000ha）のうち、地域危険度が高いなど、特に重点的・集中的に改善を図るべき地区について、「不燃化特区」に指定し、従来よりも踏み込んだ取り組みを行い、不燃領域率を70%に引き上げ、延焼による消失のないまちの実現を図るもの。
	プラットフォーム	運営のために必要な共通の土台（基盤）となる標準環境のこと。
	防災船着場	阪神・淡路大震災を契機に災害時における河川舟運の有効性が注目され、災害により寸断された陸上交通網の補完や物資輸送等の道路負担の軽減等について河川に大きな期待が寄せられたことを背景に、1999（平成11）年6月に東京都が「防災船着場整備計画」を策定した。その計画書内で指定している災害時に活用する船着場のこと。

	用語	解説
ま 行	まちづくり協議会	おおむね小学校区を区域として、地域が主体となって課題解決等のまちづくりを行うために、町内会だけでなく、その地域に住む人や団体など、みんなで作られた地域を代表する団体のこと。
や 行	湧水	地下水が、台地の崖下や丘陵の谷間などから自然に湧き出しているもの。
ら 行	陸閘 <small>りくま</small>	堤防を切って設けられた河川への出入り口を閉鎖する門のことで、洪水の時には陸閘が閉められ堤防としての役割を果たす。
	レインガーデン	都市の限られたオープンスペースに、植栽された窪地を設けて、屋根や道路などの不透水面からの雨水を一時貯留させて、大気や地下に還す機能をもつもの。レインガーデンは、①都市型洪水の軽減、②健全な雨水循環経路の再生、③植物や土壌による雨水浄化、④ヒートアイランド現象の緩和、⑤生物の生息空間の再生、⑥都市景観の修復など緑地としての機能がある空間である。

	用語	解説
英 数 字	BOD (ビーオーディー)	Biochemical Oxygen Demand (生物化学的酸素要求量) の略称。水中の汚濁物質 (有機物) が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと、水 1 リットル当たりの量で表される。数値が大きいほど水が汚れていることを示し、我が国では河川の有機汚濁を測る代表的な指標として用いられており、河川の利用目的に応じて類型別に環境基準が定められている。
	COD (シーオーディー)	Chemical Oxygen Demand (化学的酸素要求量) の略称。水中の汚濁物質 (有機物) が、過マンガン酸カリウムなどの酸化剤を用いて酸化されるときに消費される水 1 リットル当たりの酸素量のこと。数値が大きいほど水が汚れており、湖沼や海域などの閉鎖的水域における有機汚濁の代表的な指標として環境基準が定められている。
	DX (ディーエックス)	Digital Transformation (デジタルトランスフォーメーション) の略称。「IT の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念のことを指す。
	Park-PFI (パーク・ピーエフアイ)	2017 (平成 29) 年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。
	SDGs (エスディー・ジーズ)	Sustainable Development Goals の略称。日本語では「持続可能な開発目標」と訳される。2015 (平成 27) 年に国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2030 (令和 12) 年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成される。

緑被率・みどり率

緑被率は、特定区域の面積に対して緑被地が占める面積の割合を示したものであり、平面的な緑の量を把握するための指標となります。緑被地とは、樹木や芝生等で覆われた土地のことで、樹木被覆地、草地、屋上緑地をあわせたものです。

みどり率は、特定区域の面積に対して樹林地、草地、宅地内の緑（屋上緑地を含む）、公園、街路樹、河川、水路等が占める面積の割合を示したものです。緑被率に「公園内の緑で覆われていない面積の割合」と「河川等の水面が占める割合」を加えたものがみどり率となります。

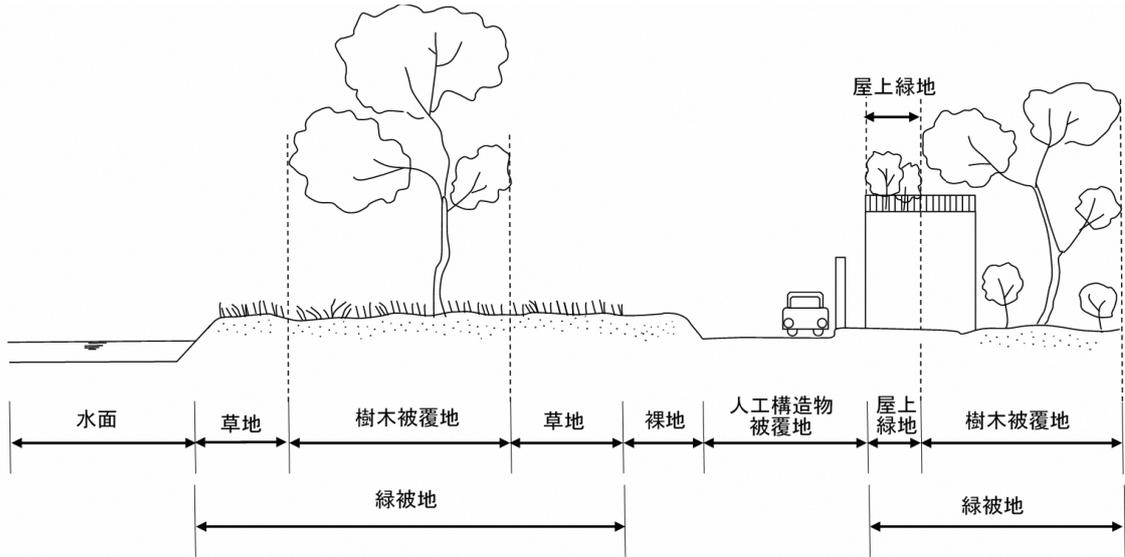


図 緑被地等の概況

表 緑被地等の分類

樹木被覆地	樹木、樹林に覆われた土地。樹冠投影部分
草地	草本類に覆われた土地
裸地	人工構造物や樹木等で被覆されておらず、土壌が露出している土地
水面	河川や湖沼（プールは除く）の水部
屋上緑地	建物の屋上部や人工地盤上にある樹木または草地

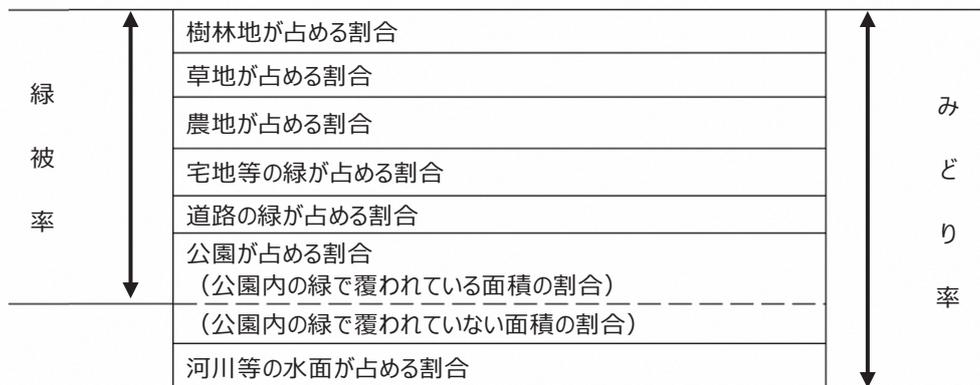


図 緑被率とみどり率の関係（出典：「緑の東京計画」（2000（平成12）年12月（東京都））

計画の策定体制

(1) 品川区水とみどりの基本計画・行動計画 改定検討委員会

① 設置要領 ※一部抜粋

品川区水とみどりの基本計画・行動計画改定検討委員会設置要領

制定 令和2年8月7日 防災まちづくり部長決定

改正 令和3年4月9日 防災まちづくり部長決定

(目的)

第1条 品川区水とみどりの基本計画・行動計画改定検討委員会（以下、「委員会」という。）は、水とみどりの基本計画・行動計画の改定にあたり、基本計画については平成24年6月策定、行動計画については平成29年4月改定より、品川区の水とみどりの現況がどのように変化しているのか、それを踏まえて水とみどりについて今後のあり方や方向性、施策等について検討を行うものである。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 水とみどりの基本計画に関する事
- (2) 水とみどりの行動計画に関する事
- (3) その他関連する事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから別紙のとおり委員を組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区民・活動団体
- (3) 区職員
- (4) その他委員長が必要と認める者

(委員長)

第4条 委員会は、会務を総理し、委員会を代表する者として、委員長をおくことができる。

2 委員長の指名は、区長が行う。

(運営)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務の取扱い)

第7条 委員会の庶務は、品川区防災まちづくり部公園課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

2 委員会が計画をまとめた段階で、本要領を廃止する。

附 則

この要領は、令和2年8月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月9日から施行する。

② 委員一覧

(◎：委員長、順不同・敬称略)

氏名	所属・役職等	
◎島田 正文	学識経験者	日本大学 生物資源科学部 特任教授
村上 暁信		筑波大学 システム情報系 教授
高木 宗房		埼玉大学 工学部 特任准教授
綱嶋 信一	区民・ 活動団体	大崎駅周辺まち運営協議会
永尾 章二		特定非営利活動法人しながわ花海道
嶋村 泰輝		勝島・浜川・鮫洲地区運河ルネサンス協議会
伊東 堅・前田 俊寛		品川浦・天王洲地区運河ルネサンス協議会
眞崎 忠義		特定非営利活動法人目黒川五反田協議会
関 召一		区政協力委員会協議会 会長
小野 敏正	関係機関	公益財団法人 東京都公園協会
近藤 一郎		公益社団法人 日本建築家協会 JIA 城南地域会
中村 敏明	区職員	都市環境部長
鈴木 和彦		都市環境部 都市計画課長
藤田 修一		防災まちづくり部長
高梨 智之		防災まちづくり部 公園課長
松本 昇		防災まちづくり部 河川下水道課長（令和2年度）
栗原 崇晃		防災まちづくり部 河川下水道課長（令和3年度）

(2) 計画の策定経過

① 品川区水とみどりの基本計画・行動計画 改定検討委員会

実施日	内容
令和2年9月2日(水)	1. 計画の改定について 2. 水とみどりの状況 3. 国・都の動向 4. 区民意識調査について 5. その他
令和2年9月25日(金)	現地視察
令和2年11月16日(月)	1. 第1回改定検討委員会、現地視察会 実施報告 2. 品川区の水とみどりの特徴・課題、施策体系の方向性について 3. 今後のスケジュール
令和3年3月1日(月) ～3月10日(水) ※書面開催	1. 第2回改定検討委員会 実施報告 2. 品川区水とみどりに関する目標、将来像および基本方針について 3. 施策改定について 4. 今後のスケジュール
令和3年6月29日(火)	1. 品川区水とみどりの基本計画・行動計画(素案)について 2. 今後のスケジュール
令和3年12月7日(火)	1. 今後のスケジュール 2. パブリックコメント実施結果まとめの報告 3. 「品川区水とみどりの基本計画・行動計画」改定案の確認

② パブリックコメントの実施

◆意見募集期間:令和3年10月21日(木)～令和3年11月20日(土)

◆提出方法別の提出人数および意見数

提出方法	提出人数	意見数
直接持参	1	7
インターネット	2	2
電子メール	0	0
FAX	0	0
郵便	0	0
合計	3	9

◆項目ごとの意見数

対象項目	意見数
全体	-
第1章 計画策定の基本的事項	1
第2章 品川区の水とみどりの現況	-
第3章 これまでの実施状況と課題の整理	-
第4章 目指す将来像と計画の目標	3
第5章 水とみどりに関する施策の方針	-
第6章 施策の内容	5
第7章 地区別計画	-
第8章 計画の推進	-
参考資料	-
合計	9

品川区水とみどりの基本計画・行動計画

発行日 : 令和4年3月
発行 : 品川区
編集 : 防災まちづくり部 公園課
河川下水道課
住所 : 〒140-8715 品川区広町 2-1-36
電話 : 公園課 03-5742-6799
河川下水道課 03-5742-6794

